

平成30年3月8日
長崎県公安委員会規程第2号
最終改正 令和6年3月14日

長崎県公安委員会の事務の専決に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公安委員会運営規則（平成13年長崎県公安委員会規則第9号）第11条の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務を能率的に処理するため、その事務のうち、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）、部長、本部の課長（以下「課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）が、公安委員会に代わって決裁すること（以下「専決」という。）ができる事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専決事務の範囲)

第2条 本部長、部長、課長及び署長は、別表1から35までに掲げる公安委員会の権限に属する事務について、それぞれの専決区分に従い専決することができる。ただし、次に掲げるものについては、公安委員会の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 法令の適用に疑義のあるもの
- (2) その他重要又は異例に属すると認められるもの

2 署長は、前項の規定により、専決することができることとされる事務のうち、定例的かつ軽易な事務については、副署長、会計官、地域交通官、刑事官、警備官、警察署の課長又は警察署の課長に準ずる者として署長が指定する者（以下「副署長等」という。）に専決させることができる。

(事務の区分)

第3条 公安委員会の権限に属する事務は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）に関する事務 別表1
- (2) 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）に関する事務 別表2
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関する事務 別表3
- (4) 長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）に関する事務 別表4
- (5) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に関する事務 別表5
- (6) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に関する事務 別表6
- (7) 行政手続法（平成5年法律第88号）に関する事務 別表7
- (8) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に関する事務 別表8
- (9) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）に関する事務 別表9
- (10) 遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県

条例第53号) に関する事務 別表10

- (11) 少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例（平成13年長崎県条例第67号）に関する事務 別表11
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関する事務 別表12
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関する事務 別表13
- (14) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に関する事務 別表14
- (15) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務 別表15
- (16) 警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務 別表16
- (17) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関する事務 別表17
- (18) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に関する事務 別表18
- (19) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関する事務 別表19
- (20) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に関する事務 別表20
- (21) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関する事務 別表21
- (22) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）に関する事務 別表22
- (23) 消防法（昭和23年法律第186号）に関する事務 別表23
- (24) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関する事務 別表24
- (25) 放射性同位元素等の規制に関する法律に関する事務 別表25
- (26) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に関する事務 別表26
- (27) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）に関する事務 別表27
- (28) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する事務 別表28
- (29) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する事務 別表29
- (30) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に関する事務 別表30
- (31) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）に関する事務 別表31
- (32) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に関する事務 別表32
- (33) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に関する事務 別表33
- (34) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に関する事務 別表34

(35) その他の事務 別表35

(専決事務の適正)

第4条 本部長、部長、課長署長及び副署長等は、第2条第1項の規定により公安委員会の権限に属する事務を専決する場合は、この規程その他公安委員会の定めるところにより、その事務を適正に処理しなければならない。

2 本部長は、公安委員会の権限に属する事務のうち、専決することができるものについて、事務処理の具体的細目を定めるとともに、部下職員を指揮監督しなければならない。

(結果の報告)

第5条 本部長、部長、課長及び署長は、第2条第1項の規定により公安委員会の権限に属する事務を専決した場合及び次項の規定による報告を受けた場合は、その結果を遅滞なく公安委員会に報告しなければならない。ただし、定例的又は軽易なものは、その概要を半年ごとに取りまとめて報告することができる。

2 副署長等は、第2条第2項の規定により公安委員会の権限に属する事務を専決した場合は、その結果を遅滞なく署長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年長崎県公安委員会規程第1号)

この規程は、令和元年9月12日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県公安委員会規程第5号)

この規程は、令和2年8月20日から施行する。

附 則 (令和3年長崎県公安委員会規程第4号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年長崎県公安委員会規程第1号)

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 (令和4年長崎県公安委員会規程第2号)

この規程は、令和4年11月21日から施行する。

附 則 (令和4年長崎県公安委員会規程第3号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年長崎県公安委員会規程第5号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年長崎県公安委員会規程第2号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 警察法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	警察法（以下この表において「法」という。）第38条第3項	県警察基本姿勢及び運営指針の策定	○				
2	法第50条第1項	警察本部長の任免に関する同意	○				
3	法第50条第2項	警察本部長の懲戒又は罷免に関する必要な勧告	○				
4	法第53条の2第3項	警察署協議会の委員の委嘱	○				
5	法第53条の2第4項及び長崎県警察署協議会条例（平成13年長崎県条例第33号）第3条	警察署協議会の委員の解嘱	○				
6	法第55条第3項	警察本部長以外の警視正以上の階級にある警察官の任免に関する同意及びその他の警察職員の任免に関する意見	○				
7	法第55条第4項	警察本部長以外の警察職員の懲戒又は罷免に関する勧告	○				
8	法第60条第1項及び第3項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求及び当該援助の要求により派遣された警察庁又は他の都道府県警察の警察官に係る職権の行使	○				
9	法第60条第1項及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第13条	専門捜査員の派遣の要求	○				
10	法第60条第1項及び警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号）第19条	航空機又は航空機に係る警察職員の派遣の要請	○				
11	法第79条第2項	警察職員の職務執行についての苦情の申出に対する処理及び処理の結果の通知	○				

別表2 長崎県情報公開条例関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	長崎県情報公開条例（以下この表において「条例」という。）第6条第1項	開示請求書の受理	○				
2	条例第6条第2項	開示請求書の補正要求			○		

3	条例第11条	開示決定等	○				
4	条例第11条第1項及び第2項	開示決定等の通知				○	
5	条例第12条第2項	開示決定等期間の延長・通知			○		
6	条例第13条	開示決定等期間の特例延長・通知		○			
7	条例第14条	事案の移送（移送を受ける場合を含む。）		○			
8	条例第14条第1項	移送した旨の通知				○	
9	条例第15条第1項及び第2項	第三者に対する意見書提出機会の付与			○		
10	条例第15条第3項	反対意見書の受理・開示決定をした旨の通知			○		
11	条例第16条	開示の実施				○	
12	条例第19条	長崎県情報公開審査会（以下この表において「審査会」という。）への諮問及び審査会からの答申の受理	○				
13	条例第20条	諮問した旨の通知				○	
14	条例第21条	開示決定をした旨等の通知			○		
15	条例第23条第1項	審査会からの要求に基づく開示決定等に係る公文書の提出		○			
16	条例第23条第3項	審査会からの要求に基づく資料（審査会の指定する方法により分類・整理したもの）の作成・提出		○			
17	条例第23条第4項	審査会からの要求に基づく意見書又は資料の提出		○			
18	条例第24条	審査会への意見陳述の申立て及び意見の陳述		○			
19	条例第25条	審査会への意見書又は資料の提出		○			

別表3 個人情報の保護に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	個人情報の保護に関する法律（以下この表において「法」という。）第75条第1項並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第3項及び第4項	個人情報ファイル簿の作成、公表及び修正並びに個人情報ファイルについての記載の消除				○	
2	法第77条第1項及び第2項	開示請求書の受理	○				
3	法第77条第3項	開示請求書の補正要求			○		

4	法第82条第1項及び第2項	開示決定等	○				
		開示決定等の通知				○	
5	法第83条第2項	開示決定等の期限の延長並びに当該延長後の期間及びその理由の通知			○		
6	法第84条	開示決定等の期限の特例延長並びに当該延長を適用する旨及びその理由並びに開示決定等の期限の通知		○			
7	法第85条第1項	事案の移送（移送を受ける場合を含む。）		○			
		移送した旨の通知				○	
8	法第86条第1項及び第2項	第三者に対する意見書を提出する機会の付与			○		
9	法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）	反対意見書の受理並びに開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日の通知			○		
10	法第87条第1項	開示の実施				○	
11	法第91条第1項及び第2項	訂正請求書の受理	○				
12	法第91条第3項	訂正請求書の補正要求			○		
13	法第93条	訂正決定等	○				
		訂正決定等の通知				○	
14	法第94条第2項	訂正の諾否決定期間の延長並びに当該延長後の期間及びその理由の通知			○		
15	法第95条	訂正決定等の期限の特例延長並びに当該特例延長を適用する旨及びその理由並びに訂正決定等の期限の通知		○			
16	法第96条第1項	事案の移送（移送を受ける場合を含む。）		○			
		移送した旨の通知				○	
17	法第97条	保有個人情報提供先に対する訂正を実施した旨の通知				○	
18	法第99条第1項及び第2項	利用停止請求書の受理	○				
19	法第99条第3項	利用停止請求書の補正要求			○		
20	法第101条	利用停止決定等	○				
		利用停止決定等の通知				○	
21	法第102条第2項	利用停止決定等の期限の延長並びに当該延長後の期間及びその理由の通知			○		
22	法第103条	利用停止決定等の期限の特例延長並びに当該特例延長を適用する旨及びその理由並びに利用停止決定等の期限の通知		○			
23	法第105条第1項	長崎県個人情報保護審査会（以下この表及び次表において「審査会」という。）への諮問（審査会からの答申の受理を含む。）	○				

24	法第105条第2項	諮問をした旨の通知					○	
----	-----------	-----------	--	--	--	--	---	--

別表4 長崎県個人情報保護に関する法律施行条例関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	長崎県個人情報保護に関する法律施行条例（以下この表において「条例」という。）第4条第1項、第2項及び第5項	個人情報取扱事務登録簿の作成、登録（変更の登録を含む。）及び登録の抹消				○	
2	条例第7条第1項	長崎県個人情報保護審査会への諮問	○				
3	条例第10条第1項	審査会からの要求に基づく諾否決定等に係る保有個人情報の提示		○			
4	条例第10条第3項	審査会からの要求に基づく資料（審査会が指定する方法により分類・整理したもの）の作成及び提出		○			
5	条例第10条第4項	審査会からの要求に基づく意見書又は資料の提出		○			
6	条例第11条第1項	審査会に対する意見陳述の申立て及び意見の陳述		○			
7	条例第11条第3項	審査会に対する意見書又は資料の提出		○			
8	条例第12条第1項	審査会に提出された意見書若しくは資料（電磁的記録を含む。）の閲覧要求又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付要求			○		
9	条例第12条第2項	意見書又は資料の閲覧又は交付に係る意見の申出			○		

別表5 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下この表において「法」という。）第10条第1項	裁定の申請の受理			○		
2	法第11条第1項並びに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則	裁定	○				
		裁定を行ったとき等の申請者に対する内容の通知				○	

	第6号。以下この表において「施行規則」という。)第20条第1項及び第2項	支払請求書の交付				○	
3	法第12条第1項並びに施行規則第20条第1項及び第2項	仮給付金の支給の決定		○			
		仮給付金支給決定を行ったときの申請者に対する内容の通知				○	
		仮給付金支払請求書の交付				○	
4	法第13条第1項	申請者等に対する報告要求、文書等の提出要求、出頭命令又は医師の診断受診の指示				○	
5	法第13条第2項	捜査機関等に対する必要な事項の報告要求				○	
6	法第13条第3項	申請の却下	○				
7	施行規則第19条	損害賠償を受けた場合の届出の受理				○	
8	法第23条第1項並びに犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号。以下この表において「団体規則」という。)第1条第1項及び第2条	犯罪被害者等早期援助団体の指定	○				
		指定の申請書の受理		○			
		指定の公示			○		
9	法第23条第5項	犯罪被害者等早期援助団体に対する改善命令	○				
10	法第23条第6項及び団体規則第10条第3項	犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し	○				
11	団体規則第3条第1項	名称等の変更届出書の受理			○		
12	団体規則第3条第2項	事業規程又は情報管理規程の変更による承認	○				
13	団体規則第3条第3項	名称等の変更事項等の公示			○		
14	団体規則第3条第4項	定款等の変更の受理			○		
15	団体規則第8条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理			○		
16	団体規則第8条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理			○		
17	団体規則第8条第3項	財政状況又は事業の運営に関する報告又は資料提出の要求			○		
18	団体規則第9条	役員、犯罪被害相談員等又は援助事業従事職員の解任勧告	○				
19	団体規則第10条第1項	事業廃止の届出書の受理			○		
20	団体規則第10条第2項	指定取消申請書の受理			○		
21	団体規則第11条	指定に関する意見聴取			○		
22	団体規則第12条	指定の取消しの公示			○		

別表6 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律関係

						決裁・専決区分
--	--	--	--	--	--	---------

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決 裁 専 決				
			公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（以下この表において「法」という。）第9条第1項	裁定の申請の受理			○		
2	法第11条第1項並びに国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項及び第2項	裁定	○				
		裁定を行ったとき等の申請者に対する内容の通知				○	
		支払請求書の交付				○	
3	法第13条第1項	申請者等に対する報告要求、文書等の提出要求、出頭命令又は医師の診断受診の指示				○	
4	法第13条第2項	外務省等に対する必要な事項の報告等の協力要請				○	
5	法第13条第3項	申請の却下	○				

別表7 行政手続法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決 裁 ・ 専 決 区 分				
			決 裁	専 決			
			公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	行政手続法（以下この表において「法」という。）第5条第1項	審査基準の設定		○			
2	法第5条第3項	審査基準の備付けその他の方法による公表				○	
3	法第6条	標準処理期間の設定		○			
		標準処理期間の備付けその他の方法による公表				○	
4	法第7条	申請に対する審査、補正要求又は拒否				○	○
5	法第8条第1項	申請に対する拒否理由の提示				○	○
6	法第9条第1項	申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しの提示				○	○
7	法第9条第2項	申請者等に対する情報の提供				○	○
8	法第10条	公聴会の開催等				○	○
9	法第11条第2項	他の行政庁に対する相互連絡				○	○
10	法第12条第1項	処分基準の設定		○			
		処分基準の公表				○	
11	法第13条第1項	意見陳述のための手段の決定				○	

12	法第14条第1項及び第2項	不利益処分理由の提示					○	
13	法第15条第1項	聴聞の通知					○	
14	法第15条第3項	不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知内容の公示					○	
15	法第16条第3項	当事者が届け出る代理人の資格を証明する書面の受理					○	
16	法第16条第4項	当事者が届け出る代理人の資格喪失に係る書面の受理					○	
17	法第17条第3項において準用する第16条第3項	参加人が届け出る代理人の資格を証明する書面の受理					○	
18	法第17条第3項において準用する第16条第4項	参加人が届け出る代理人の資格喪失に係る書面の受理					○	
19	法第18条第1項	不利益処分に係る文書等の閲覧の許可					○	
20	法第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定					○	
21	法第19条第1項	主宰者（公安委員会が指名する公安委員を除く。）の指名					○	
22	法第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開の決定					○	
23	法第24条第3項	聴聞調書及び聴聞報告書の受理					○	
24	法第24条第4項	聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の許可					○	
25	法第25条	聴聞の再開の命令					○	
26	法第29条第1項	口頭による弁明の承認又は弁明書の受理					○	
27	法第29条第2項	証拠書類等の受理					○	
28	法第30条	弁明の機会の付与の通知					○	
29	法第31条において準用する第15条第3項	不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における弁明の通知内容の公示					○	
30	法第31条において準用する第16条第3項	当事者が届け出る代理人の資格を証明する書面の受理					○	
31	法第31条において準用する第16条第4項	当事者が届け出る代理人の資格喪失に係る書面の受理					○	
32	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下この表において「規則」という。）第3条第3項	新たな主宰者（公安委員会が指名する公安委員を除く。）の指名					○	
33	規則第9条第1項	聴聞の期日又は場所の変更					○	
34	規則第9条第2項	変更申出書の受理					○	
35	規則第9条第3項	聴聞の期日又は場所の変更の通知					○	
36	規則第10条第1項	文書閲覧請求書の受理					○	
37	規則第10条第2項	文書閲覧の日時及び場所の通知					○	
38	規則第12条第1項	聴聞の期日における審理の公開の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示					○	
39	規則第19条第1項	聴聞終了後の聴聞調書等閲覧請求書の受理					○	

40	規則第19条第2項	閲覧の日時及び場所の指定及び通知				○	
41	規則第21条第1項	弁明を記録する警察職員の指名				○	
42	規則第22条第3項	弁明調書の受理				○	
43	規則第24条第1項において準用する第11条第1項	提出物目録の作成				○	
44	規則第24条第1項において準用する第11条第2項	提出物目録の写しの交付				○	
45	規則第24条第1項において準用する第11条第3項	証拠書類等の返還				○	
46	規則第24条第2項において準用する第9条第1項	弁明の日時又は場所の変更				○	
47	規則第24条第2項において準用する第9条第2項	変更申出書の受理				○	
48	規則第24条第2項において準用する第9条第3項	弁明の日時又は場所の変更の通知				○	

別表8 行政不服審査法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	行政不服審査法（以下この表において「法」という。）第9条第4項	審理手続を行う職員の指名		○			
2	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項	総代の互選の命令		○			
3	長崎県公安委員会に対する審査請求の手続に関する規則（平成28年長崎県公安委員会規則第5号。以下この表において「規則」という。）第5条第1項及び第2項	総代の互選の命令の通知及び総代の選任又は解任の通知				○	
4	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項及び第2項	利害関係人に対する参加の許可及び要求		○			
5	規則第6条	利害関係人に対する参加の許可及び要求の通知並びに審理関係人に対する参加人の参入及び参加の取下げの通知				○	
6	法第15条第6項	審査請求人の地位の承継の許可		○			
7	法第19条	審査請求書の受付	○				
8	法第23条及び規則第7条	補正の命令				○	
9	法第24条	審理手続を経ないでする却下裁決	○				
10	法第25条第2項及び第4項並びに法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項	執行停止の決定		○			

11	法第25条第3項及び規則第8条第1項	執行停止の意見の聴取				○		
12	規則第8条第2項	執行停止の通知					○	
13	法第26条	執行停止の取消し		○				
14	規則第9条	執行停止の取消しの通知					○	
15	法第27条	審査請求の取下げの受付	○					
16	規則第10条第1項	審査請求の取下げの通知					○	
17	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項及び第2項並びに規則第11条	審査請求書の送付及び弁明書の提出の要求				○		
18	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第5項並びに第30条第1項及び第2項並びに規則第12条	弁明書の送付並びに反論書等を提出すべき期間の決定及び通知					○	
19	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第3項	反論書等の送付					○	
20	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項及び第2項並びに規則第13条第1項	口頭意見陳述の機会の付与並びに口頭意見陳述の期日等の指定及び審理関係人の招集		○				
21	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項及び規則第14条	口頭意見陳述への補佐人同伴の許可				○		
		口頭意見陳述への補佐人同伴の許可の通知					○	
22	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第4項及び第5項並びに規則第13条第2項	口頭意見陳述録取等の実施					○	
23	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項	証拠書類等の提出の期間の決定					○	
24	規則第15条	証拠書類等の提出の期間の通知					○	
25	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条	書類その他の物件の提出要求の決定及び提出の期間の決定		○				
26	規則第16条第1項	申立てをした者に対する書類その他の物件の提出要求の決定の通知					○	
27	規則第16条第2項	書類その他の物件の提出要求等の通知					○	
28	規則第17条第1項及び第2項	提出物目録の作成及び交付					○	
29	規則第18条	証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知					○	
30	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条	参考人の陳述及び鑑定の要求の決定		○				
31	規則第19条第1項	申立てをした者に対する参考人の陳述及び鑑定等の要求の決定の通知					○	

32	規則第19条第2項	参考人の陳述及び鑑定の要求の通知					○	
33	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項	検証の決定		○				
		検証の実施					○	
34	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項	申立てをした者に対する検証の決定の通知及び立会いの機会の付与					○	
35	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条	質問の決定		○				
36	規則第21条第1項及び第2項	申立てをした者に対する質問の決定及び期日等の指定の通知					○	
37	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条	意見の聴取の実施		○				
38	規則第22条第1項及び第2項	意見の聴取の実施の通知及び意見の聴取結果の通知					○	
39	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項及び第3項並びに規則第23条第1項及び第2項	提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取及び閲覧の日時等の指定			○			
40	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第5項	閲覧に係る手数料の減額又は免除		○				
41	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条	審理手続の併合又は分離		○				
42	規則第24条	審理手続の併合又は分離の通知					○	
43	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第1項及び第2項	審理手続の終結		○				
44	法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項及び規則第25条	審理手続の終結の通知					○	
45	法第45条、第46条第1項及び第47条	処分についての審査請求の裁決	○					
46	法第49条第1項、第2項及び第3項	不作為についての審査請求の裁決	○					
47	法第51条第2項本文及び第4項並びに規則第26条第1項	裁決書の謄本の送付					○	
48	法第51条第2項ただし書及び第3項	裁決書の謄本の公示		○				
49	規則第26条第2項	公示の通知					○	
50	法第53条並びに規則第10条第2項、第17条第3項及び第27条	証拠書類の還付		○				

別表9 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分		
			決裁	専	決

			公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条第3項	自転車の防犯登録を行う者の指定	○				
2	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下この表において「規則」という。）第2条第1項	自転車の防犯登録を行う者の指定を受けるための申請書の受理			○		
3	規則第3条第1項	変更（実施要領を除く。）の届出の受理				○	
4	規則第3条第2項	実施要領の変更の承認	○				
5	規則第5条第1項及び第2項	事業計画書等の受理				○	
6	規則第6条	登録業務に関する報告又は資料提出の要求			○		
7	規則第7条	登録業務の運営等に関する是正又は改善の勧告	○				
8	規則第8条	登録業務の休廃止の承認	○				
9	規則第9条	指定の取消し	○				
10	規則第10条	登録業務の廃止等に伴う措置				○	
11	規則第11条	指定等の公示				○	

別表10 遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（以下この表において「条例」という。）第3条	海水浴場開設の届出の受理				○	
2	条例第4条	変更等の届出の受理				○	
3	条例第5条	国の機関等の通知の受理				○	
4	条例第7条	遊泳区域の指定	○				
5	条例第11条	海域等レジャー事業の届出の受理				○	
6	条例第12条	海域等レジャー事業の通知の受理				○	
7	条例第17条	催物の開催の届出及び通知の受理					○
8	条例第18条	公安委員会の指示	○				

9	条例第19条	公安委員会の指導						○
10	条例第20条	講習の処理					○	
11	条例第21条	海域等状況の調査の処理					○	
12	条例第22条	水難事故防止指導員の委嘱		○				

別表11 少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分					
			決裁	専 決				
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例（以下この表において「条例」という。）第6条第1項及び第2項	利用カード等販売業の届出等の処理						○
2	条例第9条第1項	違反した広告物又はビラ等の除却その他必要な措置の命令						○
3	条例第9条第2項	違反した広告物又はビラ等の除却者の委任及び解除		○				
4	条例第9条第3項	警察職員等への違反広告物等の除却命令						○
5	条例第10条	利用カード等販売業者に対する指示					○	
6	条例第11条第1項	利用カード等販売業の停止命令	○					
7	条例第11条第2項	利用カード等販売業の廃止命令	○					
8	条例第12条第1項及び第2項	聴聞	○					
9	条例第13条第1項	利用カード等販売業者に対する報告又は資料提出の要求		○				

別表12 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分					
			決裁	専 決				
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下この表において「法」という。）第7条第1項	インターネット異性紹介事業の届出の受理						○
2	法第7条第2項	インターネット異性紹介事業の廃止及び変更届出の受理						○
3	法第13条及び第15条第2項第1号	インターネット異性紹介事業者に対する指示					○	

4	法第14条及び第15条第2項第2号	事業の停止又は廃止の命令	○				
5	法第15条	インターネット異性紹介事業者に対する指示及び命令に関する処分移送通知並びに通知の受理				○	
6	法第16条	インターネット異性紹介事業者に対する報告要求又は資料の提出要求					○
7	法第17条	国家公安委員会への報告及び他の公安委員会への通報並びに国家公安委員会又は他の公安委員会からの通報の受理				○	
8	法第20条	登録誘引情報提供機関への情報提供				○	

別表13 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項	風俗営業の許可				○	
2	法第3条第2項	風俗営業の許可条件の付加及び変更			○		
3	法第4条第1項、第2項及び第4項、第7条第3項、第7条の2第2項並びに第7条の3第2項	風俗営業の不許可及び不承認の決定		○			
4	法第4条第3項	震災等による風俗営業の特例許可				○	
5	法第5条第2項及び第4項	風俗営業許可証の交付及び再交付					○
6	法第5条第3項	風俗営業の不許可の通知					○
7	法第7条第1項	風俗営業の相続の承認				○	
8	法第7条第5項、第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第9条第4項	風俗営業許可証の書換え					○
9	法第7条第6項並びに第10条第1項及び第3項	風俗営業許可証の返納の処理					○
10	法第7条の2第1項	風俗営業の法人の合併の承認				○	
11	法第7条の3第1項	風俗営業の法人の分割の承認				○	
12	法第8条及び第26条	風俗営業の許可の取消し及び営業の停止	○				
13	法第9条第1項及び第2項並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）第2条	風俗営業の営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更の承認				○	
		風俗営業の営業の方法の変更以外に係る構造又は設備の変更の承認					○

14	法第9条第3項及び第5項	風俗営業の届出事項の処理					○
15	法第10条の2第1項	特例風俗営業者の認定					○
16	法第10条の2第3項	特例風俗営業者認定証の交付					○
17	法第10条の2第4項	特例風俗営業者の不認定の通知					○
18	法第10条の2第5項	特例風俗営業者認定証の再交付					○
19	法第10条の2第6項	特例風俗営業者の認定の取消し	○				
20	法第10条の2第7項及び第9項	特例風俗営業者認定証の返納の処理					○
21	法第20条第2項	遊技機の認定					○
22	法第20条第4項	遊技機の検定					○
23	法第20条第5項	指定試験機関への委託	○				
24	法第20条第10項	遊技機の増設等の承認					○
25	法第24条第5項	風俗営業の管理者の解任の勧告					○
26	法第24条第6項	風俗営業の管理者講習の実施					○
27	法第25条	風俗営業者に対する指示					○
28	法第27条	店舗型性風俗特殊営業の届出等の処理					○
29	法第27条第4項	店舗型性風俗特殊営業の届出確認書の交付					○
30	法第29条	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示					○
31	法第30条	店舗型性風俗特殊営業の停止等	○				
32	法第31条第1項、第2項及び第3項並びに第31条の5第3項	標章のはり付け及び除去の処理					○
33	法第31条の2	無店舗型性風俗特殊営業の届出等の処理					○
34	法第31条の2第4項	無店舗型性風俗特殊営業の届出確認書の交付					○
35	法第31条の4第1項	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示					○
36	法第31条の4第2項及び第31条の19第2項	貼り紙等の除去の処理					○
37	法第31条の5第1項及び第2項	無店舗型性風俗特殊営業の停止等	○				
38	法第31条の6第1項及び第3項	無店舗型性風俗特殊営業を営む者の処分移送通知書の送付					○
39	法第31条の6第2項第1号	無店舗型性風俗特殊営業を営む者の処分移送通知書に係る指示					○
40	法第31条の6第2項第2号及び第3号	無店舗型性風俗特殊営業を営む者の処分移送通知書に係る営業の停止等	○				
41	法第31条の7	映像送信型性風俗特殊営業の届出等の処理					○

42	法第31条の7第2項	映像送信型性風俗特殊営業の届出確認書の交付						○
43	法第31条の9第1項	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示						○
44	法第31条の9第2項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告						○
45	法第31条の10	年少者の利用防止のための命令						○
46	法第31条の11第1項	映像送信型性風俗特殊営業を営む者の処分移送通知書の送付						○
47	法第31条の11第2項	映像送信型性風俗特殊営業を営む者の処分移送通知書に係る指示等						○
48	法第31条の12	店舗型電話異性紹介営業の届出等の処理						○
49	法第31条の12第2項	店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の交付						○
50	法第31条の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示						○
51	法第31条の15	店舗型電話異性紹介営業の停止等	○					
52	法第31条の16第1項、第2項及び第3項	標章の貼付け及び除去の処理						○
53	法第31条の17	無店舗型電話異性紹介営業の届出等の処理						○
54	法第31条の17第2項	無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の交付						○
55	法第31条の19第1項	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示						○
56	法第31条の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止	○					
57	法第31条の21第1項	無店舗型電話異性紹介営業を営む者の処分移送通知書の送付						○
58	法第31条の21第2項第1号	無店舗型電話異性紹介営業を営む者の処分移送通知書に係る指示						○
59	法第31条の21第2項第2号	無店舗型電話異性紹介営業を営む者の処分移送通知書に係る営業の停止	○					
60	法第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可						○
61	法第31条の23において準用する法第3条第2項	特定遊興飲食店営業の許可条件の付加及び変更						○
62	法第31条の23において準用する法第4条第1項及び第2項、第7条第3項、第7条の2第2項並びに第7条の3第2項	特定遊興飲食店営業の不許可及び不承認の決定		○				
63	法第31条の23において準用する法第4条第3項	震災等による特定遊興飲食店営業の特例許可						○
64	法第31条の23において準用する法第5条第2項及び第4項	特定遊興飲食店営業許可証の交付及び再交付						○
65	法第31条の23において準用する	特定遊興飲食店営業の不許可の通知						○

	法第5条第3項						
66	法第31条の23において準用する法第7条第1項	特定遊興飲食店営業の相続の承認				○	
67	法第31条の23において準用する法第7条第5項、第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第9条第4項	特定遊興飲食店営業許可証の書換え					○
68	法第31条の23において準用する法第7条第6項並びに第10条第1項及び第3項	特定遊興飲食店営業許可証の返納の処理					○
69	法第31条の23において準用する法第7条の2第1項	特定遊興飲食店営業の法人の合併の承認				○	
70	法第31条の23において準用する法第7条の3第1項	特定遊興飲食店営業の法人の分割の承認				○	
71	法第31条の23において準用する法第8条及び第31条の25	特定遊興飲食店営業の許可の取消し及び営業の停止	○				
72	法第31条の23において準用する法第9条第1項及び第2項	特定遊興飲食店営業に係る構造又は設備の変更の承認					○
73	法第31条の23において準用する法第9条第3項及び第5項	特定遊興飲食店営業の届出事項の処理					○
74	法第31条の23において準用する法第10条の2第1項	特例特定遊興飲食店営業者の認定				○	
75	法第31条の23において準用する法第10条の2第3項	特例特定遊興飲食店営業者認定証の交付					○
76	法第31条の23において準用する法第10条の2第4項	特例特定遊興飲食店営業者の不認定の通知					○
77	法第31条の23において準用する法第10条の2第5項	特例特定遊興飲食店営業者認定証の再交付					○
78	法第31条の23において準用する法第10条の2第6項	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し	○				
79	法第31条の23において準用する法第10条の2第7項及び第9項	特例特定遊興飲食店営業者認定証の返納の処理					○
80	法第31条の23において準用する法第24条第5項	特定遊興飲食店営業の管理者の解任の勧告					○
81	法第31条の23において準用する法第24条第6項	特定遊興飲食店営業の管理者講習の実施					○
82	法第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示					○
83	法第33条第1項及び第2項	深夜における酒類提供飲食店営業の届出等の処理					○
84	法第34条第1項	飲食店営業者に対する指示					○
85	法第34条第2項	飲食店営業の停止	○				
86	法第35条	興行場営業の停止	○				
87	法第35条の2	特定性風俗物品販売等営業の停止	○				

88	法第35条の4第1項	接客業務受託営業を営む者に対する指示				○	
89	法第35条の4第2項	接客業務受託営業の停止	○				
90	法第35条の4第3項	接客業務受託営業を営む者の処分移送通知書の送付				○	
91	法第35条の4第4項第1号	接客業務受託営業を営む者の処分移送通知書に係る指示				○	
92	法第35条の4第4項第2号	接客業務受託営業を営む者の処分移送通知書に係る営業の停止	○				
93	法第37条第1項	風俗営業者等に対する報告要求又は資料の提出要求					○
94	法第37条第2項	立入りの実施					○
95	法第37条第3項	身分証明書の発行				○	
96	法第38条第1項及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下この表において「規則」という。）第2条第1項	少年指導委員の委嘱	○				
97	規則第2条第2項	委嘱後の周知のための措置				○	
98	法第38条第5項及び規則第7条	少年指導委員に対する研修			○		
99	法第38条第6項及び規則第8条	少年指導委員の解嘱	○				
100	法第38条の2第1項及び第2項並びに規則第9条第1項	少年指導委員に対する立入りの指示					○
101	法第38条の2第3項及び規則第9条第2項	少年指導委員による立入り結果の報告					○
102	法第38条の4第1項	風俗環境保全協議会の設置	○				
103	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下この表において「風営法規則」という。）第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱			○		
104	法第39条第1項及び第4項	県風俗環境浄化協会の指定及び取消し	○				
105	法第39条第2項第5号、第6号及び第7号	管理者講習及び調査の委託				○	
106	法第39条第3項	県風俗環境浄化協会に対する改善命令	○				
107	法第41条第1項	聴聞の実施		○			
108	法第41条第2項	聴聞の通知及び公示				○	
109	法第41条の3第1項	国家公安委員会への報告				○	
110	法第41条の3第2項	他の公安委員会への通報				○	
111	法第42条	関係官庁への通知					○
112	法第44条第1項	風俗営業者の団体等の届出				○	

113	法第44条第2項	風俗営業者の団体等への助言、指導その他の措置					○	
114	風営法規則第44条第2項、第55条第2項及び第66条第2項	店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業（受付所を設ける旨が記載されているものの提出があった場合に限る。）及び店舗型電話異性紹介営業の届出確認書不交付通知書の交付		○				
115	風営法規則第45条、第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項	店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の再交付						○
116	風営法規則第46条、第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項	店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の返納の処理						○
117	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下この表において「遊技機規則」という。）第1条の2	認定申請に係る補正の要求						○
118	遊技機規則第5条	遊技機の認定の取消し					○	
119	遊技機規則第7条第2項第3号及び第4号	検定申請者が製造業者又は輸入業者である場合において、同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有すること又は輸入する者であることを適正に判定できる者の認定					○	
120	遊技機規則第7条の2	同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であることの確認及び確認証明書の交付等					○	
121	遊技機規則第7条の3	検定申請に係る補正の要求					○	
122	遊技機規則第11条	遊技機の検定の取消し					○	

別表14 古物営業法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	古物営業法（以下この表において「法」という。）第3条	営業（古物商・市場主）の許可					○
2	法第5条第2項又は第4項	許可証の交付又は再交付					○
3	法第5条第3項	不許可処分の決定		○			
4	法第5条第3項	不許可処分の通知				○	
5	法第6条及び第24条	営業の許可の取消し及び営業の停止	○				
6	法第7条第1項	届出事項の処理					○

7	法第7条第2項	他の公安委員会に対する通知					○	
8	法第7条第4項	許可証の書換え						○
9	法第8条第1項及び第3項	許可証の返納処理						○
10	法第8条の2第1項	公衆の閲覧に供する手続					○	
11	法第8条の2第2項	公衆の閲覧に供する変更事項の補正					○	
12	法第10条第1項	競り売り届出の受理						○
13	法第10条第2項	通信手段により受ける方法を用いて競り売りをする場合の届出						○
14	法第10条の2第1項	古物競りあっせん業者の営業開始届出の受理						○
15	法第13条第4項	管理者の解任勧告						○
16	法第21条の5第1項	古物競りあっせん業者の認定					○	
17	法第21条の6第1項	外国における古物競りあっせん業の認定					○	
18	法第22条第1項	立入検査の実施						○
19	法第22条第2項	身分証明証票の発行					○	
20	法第23条	指示					○	
21	法第25条第1項	聴聞の実施		○				
22	法第25条第2項	聴聞の通知及び公示					○	
23	古物営業法施行規則（平成7年 国家公安委員会規則第10号。以下 この表において「規則」という。）第 19条の7第1項	認定の通知及び公示					○	
24	規則第19条の7第2項	不認定の通知					○	
25	規則第19条の10第1項	古物競りあっせん業者の認定の取消し			○			
26	規則第19条の10第2項（規則第 19条の14第2項において準用）	古物競りあっせん業者の認定取消しの公 示					○	
27	規則第19条の14第1項	認定外国古物競りあっせん業者の認定の 取消し			○			

別表15 質屋営業法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分					
			決裁	専 決				
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	質屋営業法（以下この表において「法」という。）第2条第1項	営業の許可						○
2	法第3条第2項	不許可処分決定		○				
3	法第3条第3項	不許可処分の通知					○	

4	法第4条第1項	営業所の移転並びに管理者の新設及び変更の許可						○
5	法第4条第2項	廃業、長期休業及び申請書記載事項の変更届出の処理						○
6	質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下この表において「規則」という。）第7条第2項及び第3項	休業期間の延長及び休業後の再開届出の処理						○
7	法第4条第3項及び規則第10条	死亡・解散届の処理						○
8	法第7条第1項	質物の保管設備基準の制定	○					
9	法第8条第1項、第2項及び第4項並びに規則第12条及び第13条	許可証の交付、再交付及び書換え						○
10	法第8条第3項	許可証の亡失、盗難等の届出の処理						○
11	法第9条	許可証の返納の処理						○
12	法第24条第1項	立入検査の実施						○
13	法第25条	営業の許可の取消し及び営業の停止	○					
14	法第26条第1項	聴聞の実施		○				
15	法第26条第2項	聴聞の通知及び公示						○
16	法第27条	他の公安委員会に対する通知						○
17	法第28条第3項第1号、第5項及び第6項	質置主の保護に必要な承認						○
18	規則第9条	質物保管設備の変更届出の処理						○

別表16 警備業法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	警備業法（以下この表において「法」という。）第4条	認定				○	
2	法第5条第1項	認定申請書の受理					○
3	法第5条第2項	認定の通知及び認定証の交付				○	
4	法第5条第3項	不認定の通知		○			
5	法第5条第5項	認定証の再交付				○	
6	法第7条第2項	認定証の有効期間の更新				○	
7	法第7条第3項	不更新の通知		○			
8	法第8条	認定の取消し	○				

9	法第9条	営業所の届出等の処理					○	
10	法第10条第1項	廃止届出の処理					○	
11	法第11条第1項、第3項及び第4項	変更届出の処理及び認定証の書換え					○	
12	法第11条第2項	他公安委員会への通知					○	
13	法第12条	認定証の返納及び返納届出書の処理					○	
14	法第16条第2項及び第3項	服装届出及び変更届出の処理					○	
15	法第17条第2項	護身用具の届出及び変更届出の処理					○	
16	法第22条第2項及び第42条第2項	資格者証の交付					○	
17	法第22条第2項第1号、同条第8項、法第42条第2項第1号、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下この表において「講習規則」という。）第2条、第6条及び第13条	講習の実施及び公示					○	
18	法第22条第2項第2号及び第42条第2項第2号	資格者の認定					○	
19	法第22条第4項及び第42条第3項	資格者証の不交付		○				
20	法第22条第5項及び第42条第3項	資格者証の書換え					○	
21	法第22条第6項及び第42条第3項	資格者証の再交付					○	
22	法第22条第7項及び第42条第3項	資格者証の返納命令	○					
23	法第23条第1項及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下この表において「検定規則」という。）第7条	検定の実施及び公示					○	
24	法第23条第4項	合格証明書の交付					○	
25	法第23条第5項	合格証明書の不交付		○				
		合格証明書の書換え及び再交付					○	
		合格証明書の返納命令	○					
26	法第40条	機械警備業務の届出の処理					○	
27	法第41条	機械警備業務の廃止等の届出の処理					○	
28	法第46条	警備業者に対する報告又は資料提出の要求						○
29	法第47条第1項	立入検査の実施						○

30	法第47条第2項	身分証明書の発行				○	
31	法第48条	警備業者に対する指示				○	
32	法第49条	営業の停止及び廃止	○				
33	法第50条第1項	聴聞の実施		○			
34	法第50条第2項	聴聞の通知及び公示				○	
35	法第51条	医師の指定	○				
36	警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第5 条及び検定規則附則第9条	検定合格者審査の実施及び公示				○	
37	施行規則第4条第2項及び第63 条第2項	医師の受診要求				○	
38	講習規則第3条第4号	講習対象者の認定				○	
39	講習規則第7条及び第12条	講習修了証明書の交付及び再交付				○	
40	講習規則第10条	現任指導教育責任者講習の通知				○	
41	検定規則第6条第3項	実技試験員の指定				○	
42	検定規則第8条第2号	1級検定受検資格の認定				○	
43	検定規則第10条	受検票の交付				○	
44	検定規則第11条	成績証明書の交付				○	
45	検定規則第12条	成績証明書の書換え及び再交付				○	
46	検定規則附則第11条	合格証の書換え及び再交付				○	
47	警備員教育を行う者等を定める 規程(平成8年国家公安委員会規 則第21号)第1条第4号及び第3 条第5号	教育実施者の指定				○	

別表17 探偵業の業務の適正化に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	探偵業の業務の適正化に関する 法律(以下この表において「法」 という。)第4条第1項	探偵業の届出の処理					○
2	法第4条第2項	探偵業の廃止届及び変更届の受理					○
3	法第4条第3項	探偵業届出証明書の交付					○
4	探偵業の業務の適正化に関する 法律施行規則(平成19年内閣府令 第19号。以下この表において「規	探偵業届出証明書の再交付					○

	則」という。)第4条第2項						
5	規則第4条第3項及び第4項	探偵業届出証明書の返納の処理					○
6	法第13条第1項	探偵業者に対する報告又は資料提出の要求					○
		立入検査の実施					○
7	法第13条第2項	身分証明書の発行				○	
8	法第14条	探偵業者に対する指示				○	
9	法第15条第1項及び第2項	営業の停止及び廃止	○				

別表18 不正アクセス行為の禁止等に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下この表において「法」という。）第9条及び不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号。以下この表において「規則」という。）第1条第2項	援助に必要な書類の提出要請			○		
2	法第9条第1項及び規則第2条	申請の相当性の判断			○		
3	法第9条第1項及び規則第2条	援助措置の実施			○		
4	法第9条第2項及び規則第3条	委託に係る判断			○		

別表19 火薬類取締法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	火薬類取締法（以下この表において「法」という。）第17条第1項、第4項、第6項、第7項及び第8項並びに第50条の2	猟銃用火薬類等の譲渡及び譲受けの許可、許可証の交付、書換え及び再交付並びに許可証の有効期間の指定					○
2	法第17条第3項、第25条第3項及び第50条の2	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け及び消費の許可の取消し		○			
3	法第19条第1項及び第2項	火薬類運搬証明書の交付及び運搬に対する必要な指示					○
4	法第19条第4項において準用す	火薬類運搬証明書の有効期間の指定、再					○

	る法第17条第6項、第7項、第8項及び第9項	交付、書換え及び返納の処理						
5	法第24条第1項及び第3項並びに第50条の2	猟銃用火薬類等の輸入の許可及び届出の処理					○	
6	法第25条第1項及び第50条の2	猟銃用火薬類等の消費の許可						○
7	法第43条第2項	立入検査の指示						○
8	法第45条	災害防止等のための緊急措置						○
9	法第52条第1項及び火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下この表において「令」という。）第13条第3項	都道府県知事等からの意見聴取に対する回答						○
10	法第52条第2項及び第3項	都道府県知事からの通報の処理						○
11	法第52条第4項	都道府県知事に対する必要な措置の要請				○		
12	令第4条	他の公安委員会に対する火薬類の運搬に関する通報					○	
13	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下この表において「譲渡等府令」という。）第8条	猟銃用火薬類等の譲渡・譲受許可証の継続記載欄の追加届出の処理						○
14	譲渡等府令第9条第3項及び第4項	猟銃用火薬類等の輸入許可書の交付及び記載事項の変更届出の処理					○	
15	譲渡等府令第11条第2項において準用する譲渡等府令第9条第3項及び第4項	猟銃用火薬類等の消費許可書の交付及び記載事項の変更届出の処理						○

別表20 銃砲刀剣類所持等取締法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分					
			決裁	専 決				
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第3条第1項第11号から第14号まで及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下この表において「規則」という。）第4条第1項	捕鯨用標識銃等製造事業、捕鯨用標識銃等販売事業、クロスボウ製造事業又はクロスボウ販売事業の届出の受理						○
2	法第3条第1項第15号及び規則第4条第1項	輸出のための刀剣類製作業の届出の受理						○
3	法第3条第2項及び規則第5条第1項	人命救助等に従事する者の届出の受理						○
4	法第3条第3項	銃砲刀剣類に係る事業者の使用人届出の受理						○

5	法第3条の2第2項	拳銃部品に係る事業者の使用人届出の受理						○
6	法第4条第1項	1号許可	猟銃等初心者講習を修了した者に対するライフル銃以外の猟銃若しくは空気銃（空気拳銃を除く。以下この表において同じ。）又はクロスボウの所持許可（当該講習修了後初回のものに限る。）				○	
			ライフル銃以外の猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可（上記を除く。）					○
			ライフル銃の所持許可		○			
		2号から10号までの許可	銃砲等又は刀剣類の所持許可					○
7	法第4条第2項	所持許可に対する条件の付与又は変更				○		
8	法第4条の2第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請の受理					○	
9	法第4条の3第1項	所持許可申請に伴う認知機能検査の実施					○	
10	法第4条の3第2項	所持許可申請に伴う認知機能検査に基づく受診命令により診断を行う医師の指定		○				
		所持許可申請に伴う認知機能検査の結果に基づく受診命令及び診断書の提出命令					○	
11	法第4条の4第1項及び規則第17条第1項	銃砲等又は刀剣類の確認					○	
12	法第4条の4第2項	猟銃又は空気銃に対する番号又は記号の打刻命令					○	
13	法第4条の4第3項	クロスボウの表示のための措置の命令					○	
14	法第5条第1項から第5項まで	銃砲等又は刀剣類の所持の不許可		○				
15	法第5条の2第1項	猟銃又は空気銃の所持の不許可		○				
16	法第5条の2第2項又は第3項	猟銃の所持の不許可		○				
17	法第5条の2第4項	ライフル銃の所持の不許可		○				
18	法第5条の2第6項	空気拳銃の所持の不許可		○				
19	法第5条の2第7項	クロスボウの所持の不許可		○				
20	法第5条の3第1項	猟銃等講習会の開催に関すること。					○	
21	法第5条の3第2項	猟銃等講習会に係る講習修了の認定及び講習修了証明書の交付					○	
22	法第5条の3第3項	猟銃等講習会に係る講習修了証明書の書換え					○	
		猟銃等講習会に係る講習修了証明書の再交付					○	
23	法第5条の3第4項及び銃砲刀	猟銃等講習会の開催に関する事務の一部					○	

	剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下この表において「令」という。）第19条	の委託に関すること。					
24	法第5条の3の2第1項	クロスボウ講習会の開催に関すること。				○	
25	法第5条の3の2第2項	クロスボウ講習会に係る講習修了の認定及び講習修了証明書の交付				○	
26	法第5条の3の2第3項	クロスボウ講習会に係る講習修了証明書の書換え					○
		クロスボウ講習会に係る講習修了証明書の再交付				○	
27	法第5条の3の2第4項及び令第19条の4	クロスボウ講習会の開催に関する事務の一部の委託に関すること。				○	
28	法第5条の4第1項	技能検定の実施				○	
		技能検定の不実施		○			
29	法第5条の4第2項	合格の認定及び合格証明書の交付				○	
30	法第5条の4第3項において準用する法第4条の2第1項	技能検定申請の受理					○
31	法第5条の4第3項において準用する法第5条の3第3項	合格証明書の書換え					○
		合格証明書の再交付				○	
32	法第5条の5第1項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下この表において「技能講習」という。）の実施に関すること。				○	
33	法第5条の5第2項	技能講習修了の認定及び技能講習修了証明書の交付				○	
34	法第5条の5第3項において準用する法第5条の3第3項	技能講習修了証明書の書換え					○
		技能講習修了証明書の再交付				○	
35	法第5条の5第4項	技能講習の実施に関する事務の一部の委託に関すること。				○	
36	法第6条第1項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可				○	
37	法第6条第2項及び令第24条第1項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可の期間の決定				○	
38	法第6条第3項において準用する法第4条の2第1項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持許可申請の受理					○
39	法第7条第1項	許可証の交付又は許可事項の記載					○
40	法第7条第2項	許可証の書換え					○
		許可証の再交付					○
41	法第7条の3第1項及び第2項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新					○
		猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の不更新		○			

42	法第7条の3第3項において準用する法第4条の2第1項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新申請の受理						○
43	法第7条の3第3項において準用する法第4条の3第1項	所持許可更新申請に伴う認知機能検査の実施						○
44	法第7条の3第3項において準用する法第4条の3第2項	所持許可更新申請に伴う認知機能検査に基づく受診命令により診断を行う医師の指定		○				
		所持許可更新申請に伴う認知機能検査の結果に基づく受診命令					○	
45	法第8条第2項及び規則第36条	許可の失効等に伴う許可証の返納及び返納届出に係る書類の受理						○
46	法第8条第3項	許可証の許可事項の抹消						○
47	法第8条第4項	死亡届出義務者等からの許可証の返納の受理						○
48	法第8条第5項	国際競技に参加する外国人の出国による許可証の返納の受理						○
49	法第8条第7項	許可が失効した銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置						○
50	法第8条第8項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還						○
51	法第8条第9項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却又は廃棄						○
52	法第8条第10項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付及び売却等費用の控除						○
53	法第8条の2第2項	許可が失効した拳銃に係る拳銃部品の提出命令及び仮領置						○
54	法第8条の2第3項	仮領置した拳銃部品の返還						○
55	法第8条の2第4項において準用する法第8条第9項	仮領置した拳銃部品の売却又は廃棄						○
56	法第8条の2第4項において準用する法第8条第10項	仮領置した拳銃部品の売却代金の交付及び売却等費用の控除						○
57	法第9条第3項	猟銃等販売事業者等からの許可証の返納の受理						○
58	法第9条の2第1項	指定射撃場の指定	○					
59	法第9条の2第2項	指定射撃場の指定の解除	○					
60	法第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定						○
61	法第9条の3第2項	猟銃等射撃指導員の指定の解除						○
62	法第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定						○
63	法第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除						○
64	法第9条の4第1項	教習射撃場の指定	○					
65	法第9条の4第2項	教習射撃指導員の選任又は解任届の受理						○

66	法第9条の4第3項	教習射撃指導員の解任命令					○	
67	法第9条の5第2項	教習資格の認定及び教習資格認定証の交付					○	
		教習資格の不認定		○				
68	法第9条の5第3項及び規則第36条	教習資格認定の取消し		○				
		教習資格認定証の返納の受理						○
69	法第9条の5第4項において準用する法第4条の2第1項	教習資格認定申請の受理						○
70	法第9条の5第4項において準用する法第5条の3第3項	教習資格認定証の書換え						○
		教習資格認定証の再交付						○
71	法第9条の6第2項	教習用備付け銃に関する届出の受理						○
72	法第9条の6第3項	教習用備付け銃に対する番号又は記号の打刻命令						○
73	法第9条の7第3項	教習用備付け銃の保管に係る改善命令又は措置命令						○
74	法第9条の8第1項	教習修了証明書の交付の禁止	○					
75	法第9条の8第2項	教習射撃場の指定の解除	○					
76	法第9条の8第3項	教習用備付け銃の提出命令及び仮領置						○
77	法第9条の8第4項	仮領置した教習用備付け銃の返還						○
78	法第9条の8第5項において準用する法第8条第9項	仮領置した教習用備付け銃の売却又は廃棄						○
79	法第9条の8第5項において準用する法第8条第10項	仮領置した教習用備付け銃の売却代金の交付及び売却等費用の控除						○
80	法第9条の9第1項	練習射撃場の指定	○					
81	法第9条の9第2項において準用する法第9条の4第2項	練習射撃指導員の選任又は解任届の受理						○
82	法第9条の9第2項において準用する法第9条の4第3項	練習射撃指導員の解任命令						○
83	法第9条の10第2項	練習資格の認定及び練習資格認定証の交付						○
		練習資格の不認定		○				
84	法第9条の10第3項において準用する法第4条の2	練習資格認定申請の受理						○
85	法第9条の10第3項において準用する法第9条の5第3項及び規則第36条	練習資格認定の取消し		○				
		練習資格認定証の返納の受理						○
86	法第9条の10第3項において準用する法第5条の3第3項	練習資格認定証の書換え						○
		練習資格認定証の再交付						○

87	法第9条の11第2項において準用する法第9条の6第2項	練習用備付け銃に関する届出の受理					○	
88	法第9条の11第2項において準用する法第9条の6第3項	練習用備付け銃に対する番号又は記号の打刻命令					○	
89	法第9条の11第2項において準用する法第9条の7第3項	練習用備付け銃の保管に係る改善命令又は措置命令					○	
90	法第9条の12第1項	練習射撃場の指定の解除	○					
91	法第9条の12第2項	練習用備付け銃の提出命令及び仮領置						○
92	法第9条の12第3項	仮領置した練習用備付け銃の返還						○
93	法第9条の12第4項において準用する法第8条第9項	仮領置した練習用備付け銃の売却又は廃棄						○
94	法第9条の12第4項において準用する法第8条第10項	仮領置した練習用備付け銃の売却代金の交付及び売却等費用の控除						○
95	法第9条の13第1項	年少射撃資格認定申請の受理						○
		年少射撃資格の認定						○
		年少射撃資格の不認定		○				
96	法第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付					○	
97	法第9条の13第3項において準用する法第7条第2項	年少射撃資格認定証の書換え						○
		年少射撃資格認定証の再交付						○
98	法第9条の14第1項	年少射撃資格の認定のための講習会（以下この表において「年少射撃資格講習会」という。）の開催に関すること。					○	
99	法第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了の認定及び年少射撃資格講習修了証明書の交付					○	
100	法第9条の14第3項において準用する法第5条の3第3項	年少射撃資格講習修了証明書の書換え						○
		年少射撃資格講習修了証明書の再交付					○	
101	法第9条の14第3項において準用する法第5条の3第4項及び令第31条	年少射撃資格講習会の開催に関する事務の一部の委託に関すること。					○	
102	法第9条の15第2項において準用する法第8条第2項及び規則第36条	認定の失効等に伴う年少射撃資格認定証の返納の受理及び返納届出に係る書類の受理						○
103	法第9条の15第3項において準用する法第8条第4項	死亡届出義務者等からの年少射撃資格認定証の返納の受理						○
104	法第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定						○
		クロスボウ射撃資格の不認定		○				
		クロスボウ射撃資格認定証の交付						○
105	法第9条の16第2項において準用する法第4条の2	クロスボウ射撃資格認定申請の受理						○
106	法第9条の16第2項において準	クロスボウ射撃資格認定証の書換え						○

	用する法第5条の3第3項	クロスボウ射撃資格認定証の再交付							○
107	法第9条の16第2項において準用する法第9条の5第3項及び規則第36条	クロスボウ射撃資格認定の取消し		○					
		クロスボウ射撃資格認定証の返納の受理							○
108	法第10条の6第1項	銃砲及び実包を保管する者に対する報告徴収	拳銃及び拳銃実包						○
			上記以外のもの						○
109	法第10条の6第2項	猟銃及び猟銃用実包の保管場所に対する立入検査の実施							○
110	法第10条の6第6項において準用する法第9条の7第3項	銃砲の保管に係る改善命令又は措置命令	拳銃						○
			上記以外のもの						○
111	法第10条の8第1項及び規則第90条第1項	猟銃等保管業の届出の受理							○
112	法第10条の8第2項において準用する法第9条の7第3項	猟銃等保管業者が保管委託を受けた猟銃又は空気銃の保管に係る改善命令又は措置命令							○
113	法第10条の8第3項	猟銃等保管業の廃止命令又は停止命令	○						
114	法第10条の8第4項	猟銃等保管業廃止届の受理							○
115	法第10条の8の2第1項	クロスボウ保管業の届出の受理							○
116	法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項	クロスボウ保管業者が保管委託を受けたクロスボウの保管に係る改善命令又は措置命令							○
117	法第10条の8の2第3項	クロスボウ保管業の廃止命令又は停止命令	○						
118	法第10条の8の2第4項	クロスボウ保管業廃止届の受理							○
119	法第10条の9第1項	銃砲等又は刀剣類許可所持者に対する危害予防上必要な措置を講ずべきことの指示							○
120	法第10条の9第2項	年少射撃資格者に対する危害予防上必要な措置を講ずべきことの指示							○
121	法第11条第1から第7項まで	所持許可の取消し	○						
122	法第11条第8項	所持許可取消し前における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置							○
123	法第11条第9項	所持許可取消し後における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置							○
124	法第11条第10項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還（所持許可が取り消された場合）							○
125	法第11条第11項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還（所持許可が取り消されなかった場合）							○
126	法第11条第12項において準用する法第8条第9項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却又は廃棄							○
127	法第11条第12項において準用する法第8条第10項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付及び売却等費用の控除							○

128	法第11条の2第1項	所持許可取消し前に仮領置した拳銃に係る拳銃部品の提出命令及び仮領置						○
129	法第11条の2第2項	保管中の拳銃部品の仮領置						○
130	法第11条の2第3項	所持許可取消し後に仮領置した拳銃に係る拳銃部品の提出命令及び仮領置						○
131	法第11条の2第4項	仮領置した拳銃部品の返還（所持許可が取り消された場合）						○
132	法第11条の2第5項	仮領置した拳銃部品の返還（所持許可が取り消されなかった場合）						○
133	法第11条の2第6項において準用する法第8条第9項	仮領置した拳銃部品の売却又は廃棄						○
134	法第11条の2第6項において準用する法第8条第10項	仮領置した拳銃部品の売却代金の交付及び売却等費用の控除						○
135	法第11条の3第1項	年少射撃資格認定の取消し（法違反、法による命令違反又はこれらに基づく処分に違反した場合を除く。）		○				
136	法第11条の3第2項	年少射撃資格認定の取消し（法違反、法による命令違反又はこれらに基づく処分に違反した場合）		○				
137	法第12条第1項	聴聞の実施		○				
		聴聞の通知及び公示					○	
138	法第12条の3	銃砲等若しくは刀剣類許可所持者又は年少射撃資格者に対する報告徴収又は受診命令						○
		診断を行う医師の指定		○				
139	法第13条前段	銃砲等、刀剣類、許可証等の検査						○
140	法第13条後段	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの使用実績について必要な報告の要求						○
141	法第13条の2	照会及び照会に対する回答の受理						○
142	法第13条の3第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管						○
143	法第13条の3第2項	保管した銃砲等又は刀剣類の返還						○
144	法第13条の3第3項	保管した拳銃に係る拳銃部品の提出命令及び保管						○
145	法第13条の3第4項	保管した拳銃部品の返還						○
146	法第14条第4項	銃砲刀剣類の登録通知の受理						○
147	法第16条第2項	登録証の返納通知の受理						○
148	法第17条第3項	登録銃砲刀剣類の移動に係る通知の受理						○
149	法第18条の2第3項	刀剣類の製作承認の通知の受理						○
150	法第21条の3第1項第4号及び規則第100条第1項	準空気銃の製造業又は輸出業（使用人を含む。）の届出の受理						○

151	法第22条の2第1項及び規則第102条第2項	模造拳銃の製造業又は輸出業（使用人を含む。）の届出の受理						○
152	法第22条の3第2項において準用する法第22条の2第1項及び規則第103条第2項において準用する規則第102条第2項	模擬銃器の製造業又は輸出業（使用人を含む。）の届出の受理						○
153	法第26条第1項	銃砲等若しくは刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限並びにその告示		○				
154	法第26条第2項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置						○
155	法第26条第3項	告示についての県議会の承認の手続	○					
156	法第26条第5項	仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還						○
157	法第27条第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令						○
158	法第27条第3項において準用する法第8条第9項	提出命令により提出された銃砲等又は刀剣類の売却又は廃棄						○
159	法第27条第3項において準用する法第8条第10項	提出命令により提出された銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付及び売却等費用の控除						○
160	法第27条の2第1項	指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者若しくはクロスボウ保管業者に対する報告徴収						○
161	法第27条の2第2項	指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者若しくはクロスボウ保管業者に対する立入検査						○
162	法第27条の3	警察官等による拳銃等の譲受け等に係る許可	○					
163	法第28条の2第1項	猟銃安全指導委員の委嘱	○					
164	法第28条の2第3項	猟銃安全指導委員に対する情報提供						○
165	法第28条の2第6項	猟銃安全指導委員に対する研修の実施						○
166	法第28条の2第7項	猟銃安全指導委員の解嘱	○					
167	法第29条第1項	申出の受理		○				
168	法第29条第2項	調査及び適当な措置の指示		○				
169	令第6条第1項	法第4条第1項第4号の規定による拳銃又は空気拳銃の所持許可の期間の決定						○
170	令第6条第2項	法第4条第1項第8号又は第9号の規定による銃砲等又は刀剣類の所持許可の期間の決定						○
171	令第17条第2項	猟銃等講習会の開催日時、開催場所等の公表						○
172	令第19条の2第2項	クロスボウ講習会の開催日時、開催場所等の公表						○
173	令第20条第1項	技能検定についての通知						○

174	令第21条第1項	技能講習についての通知						○
175	令第24条第2項	法第6条第1項の規定による許可の期間の延長						○
176	令第29条第1項	年少射撃資格講習会の開催日時、開催場所等の公表						○
177	令第35条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第6項	他都道府県公安委員会に対する通知						○
178	規則第4条第2項	銃砲刀剣類製造等届出書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理						○
179	規則第4条第3項	銃砲刀剣類製造等の届出に対する受理書の交付						○
180	規則第4条第4項	銃砲刀剣類製造等の廃止に係る届出の受理						○
181	規則第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書の交付						○
182	規則第5条第3項において準用する規則第6条第3項	人命救助等に従事する者届出書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理						○
183	規則第5条第3項において準用する規則第6条第5項	人命救助等に従事する者届出書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失した場合における届出の受理						○
184	規則第6条第2項	使用人届出済証明書の交付						○
185	規則第6条第3項	使用人届出書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理						○
186	規則第6条第5項	使用人届出済証明書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失した場合における届出の受理						○
187	規則第10条第1項第1号又は第2号	申請書に添付する診断書を作成する医師の認定						○
188	規則第12条第2項	推薦の取消しに関する通知の受理						○
189	規則第20条	講習受講申込書の受理						○
190	規則第22条第1項	講習修了証明書書換申請書の受理						○
191	規則第22条第2項	講習修了証明書再交付申請書の受理						○
192	規則第25条第1項において準用する規則第22条第1項	技能検定合格証明書書換申請書の受理						○
193	規則第25条第2項において準用する規則第22条第2項	技能検定合格証明書再交付申請書の受理						○
194	規則第26条	技能講習受講申込書の受理						○
195	規則第29条第1項において準用する規則第22条第1項	技能講習修了証明書書換申請書の受理						○
196	規則第29条第2項において準用する規則第22条第2項	技能講習修了証明書再交付申請書の受理						○
197	規則第30条	許可期間延長申請書の受理						○

198	規則第32条第1項	銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書の受理						○
199	規則第33条	銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書の受理						○
200	規則第35条第1項	新たな許可証の交付						○
201	規則第35条第2項	新たな許可証の交付に伴う写真の受理						○
202	規則第37条第1項	許可事項抹消申請書の受理						○
203	規則第39条第1項	銃砲刀剣類返還申請書の受理						○
204	規則第43条	射撃指導員指定申請書の受理						○
205	規則第46条	射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書の受理					○	
206	規則第50条	教習射撃場指定申請書の受理						○
207	規則第54条	教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書の受理					○	
208	規則第56条第1項において準用する規則第22条第1項	教習資格認定証書換申請書の受理						○
209	規則第56条第2項において準用する規則第22条第2項	教習資格認定証再交付申請書の受理						○
210	規則第58条第2項	教習用備付け銃の届出に対する受理書の交付					○	
211	規則第64条において準用する規則第50条	練習射撃場指定申請書の受理						○
212	規則第68条において準用する規則第54条	練習射撃場指定申請書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理					○	
213	規則第70条第1項において準用する規則第22条第1項	練習資格認定証書換申請書の受理						○
214	規則第70条第2項において準用する規則第22条第2項	練習資格認定証再交付申請書の受理						○
215	規則第72条において準用する規則第58条第2項	練習用備付け銃の届出に対する受理書の交付					○	
216	規則第78条において準用する規則第32条第1項	年少射撃資格認定証書換申請書の受理						○
217	規則第79条	年少射撃資格認定証再交付申請書の受理						○
218	規則第80条	年少射撃資格講習受講申込書の受理						○
219	規則第82条第1項において準用する規則第22条第1項	年少射撃資格講習修了証明書書換申請書の受理						○
220	規則第82条第2項において準用する規則第22条第2項	年少射撃資格講習修了証明書再交付申請書の受理						○
221	規則第82条の3第1項において準用する規則第22条第1項	クロスボウ射撃資格認定証書換申請書の受理						○

222	規則第82条の3第2項において準用する規則第22条第2項	クロスボウ射撃資格認定証再交付申請書の受理						○
223	規則第90条第2項	保管業届出書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理						○
224	規則第90条第3項	保管業の届出に対する受理書の交付						○
225	規則第90条第4項	保管業廃止届出書の受理						○
226	規則第94条	法第13条後段の規定による使用実績報告書の受理						○
227	規則第100条第2項	準空気銃製造等届出書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理						○
228	規則第100条第3項	準空気銃製造等の届出に対する受理書の交付						○
229	規則第100条第4項	準空気銃製造等の廃止に係る届出の受理						○
230	規則第102条第3項	模造拳銃製造等届出書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理						○
231	規則第102条第4項	模造拳銃製造等の届出に対する受理書の交付						○
232	規則第102条第5項	模造拳銃製造等の廃止に係る届出の受理						○
233	規則第103条第2項において準用する規則第102条第3項	模擬銃器製造等届出書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理						○
234	規則第103条第2項において準用する規則第102条第4項	模擬銃器製造等の届出に対する受理書の交付						○
235	規則第103条第2項において準用する規則第102条第5項	模擬銃器製造等の廃止に係る届出の受理						○
236	規則第117条	台帳の整理						○
237	指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下この表において「射撃場指定府令」という。）第10条	指定申請書の受理						○
238	射撃場指定府令第12条	指定期間の決定	○					
239	射撃場指定府令第13条	記載事項変更届の受理						○
240	技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「技能検定等規則」という。）第5条	技能検定の打切り						○
241	技能検定等規則第10条	技能講習の打切り						○
242	猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下この表において「指導委員規則」という。）第2条第2項	委嘱した猟銃安全指導委員を周知させる適切な措置の実施						○
243	指導委員規則第6条第1項及び第2項	猟銃安全指導委員の身分証明書及び腕章の交付						○
244	指導委員規則第8条	解嘱の理由の通知及び弁明の機会の付与						○

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	公安委員会				
			公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	放射性同位元素等の規制に関する法律（以下この表において「法」という。）第18条第5項及び第6項	運搬の届出の受理及び運搬の日時、経路その他の事項についての必要な指示				○	
2	法第31条の2	放射線障害が発生するおそれのある事故等が生じた場合における許可届出使用者等からの報告の受理	○				
3	法第42条第1項及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下この表において「府令」という。）第6条	報告徴収				○	
4	法第43条の2第1項	立入検査、関係者への質問及び汚染物の収去の指示				○	
5	放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第18条	他都道府県公安委員会との連絡				○	
6	府令第2条第4項	届出書の交付				○	
7	府令第3条第2項	指示書の交付				○	

別表26 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この表において「法」という。）第59条第5項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付			○		
2	法第59条第6項	運搬の日時、経路その他必要な指示			○		
3	法第59条第7項	運搬証明書への指示内容の記載				○	
4	法第59条第9項	運搬証明書の書換え				○	
5	法第59条第10項	運搬証明書の再交付				○	
6	法第67条第1項	報告徴収				○	
7	法第68条第1項	立入検査、関係者への質問及び必要な資料の収去の指示				○	
8	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下この表において「施行令」という。）	運搬証明書の返納の受理				○	

	第50条						
9	施行令第51条	他都道府県公安委員会との連絡				○	
10	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）第8条	報告徴収				○	

別表27 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下この表において「法」という。）第17条第1項及び特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号。以下この表において「規則」という。）第1条第1項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付			○		
2	法第17条第2項及び規則第3条	運搬の日時、経路その他必要な指示			○		
3	法第32条第1項	報告徴収				○	
4	法第33条第2項	立入検査及び関係者への質問の指示				○	
5	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号。以下この表において「施行令」という。）第3条の2及び規則第4条	運搬証明書の書換え				○	
6	施行令第3条の3及び規則第5条	運搬証明書の再交付				○	
7	施行令第3条の4	運搬証明書の返納の受理				○	
8	施行令第3条の5及び規則第1条第2項	他都道府県公安委員会との連絡				○	

別表28 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この表において「法」という。）第56条の27第1項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付			○		

2	法第56条の27第2項	運搬の日時、経路その他必要な指示				○	
3	法第56条の27第3項	運搬証明書への指示内容の記載					○
4	法第56条の30	報告徴収					○
5	法第56条の31第1項	立入検査、関係者への質問及び汚染物等の収去の指示					○
6	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下この表において「施行令」という。）第21条	運搬証明書の書換え					○
7	施行令第22条	運搬証明書の再交付					○
8	施行令第23条	運搬証明書の返納の受理					○
9	施行令第24条	他都道府県公安委員会との連絡					○

別表29 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条及び第4条	指定暴力団等の指定	○				
2	法第5条第1項、第34条第1項並びに第35条第3項及び第4項	意見聴取の実施の決定（意見聴取の期日及び場所並びに主宰者及び陪席意見聴取官の補佐の決定を含む。）	○				
3	法第5条第1項ただし書及び第34条第1項ただし書（第35条第5項において準用する場合を含む。）	意見聴取非公開の決定	○				
4	法第5条第2項及び第34条第2項（第15条の2第8項及び第9項、第30条の8第4項及び第5項並びに第35条第5項において準用する場合を含む。）	意見聴取に係る通知及び公示				○	
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下この表において「意見聴取規則」という。）第2条第2項	主宰者の変更	○				
6	意見聴取規則第7条	忌避の申出に基づく意見聴取手続の停止	○				
7	意見聴取規則第8条第1項及び第3項	忌避の申出についての措置	○				
8	意見聴取規則第9条第1項	代理人選任届出書の受理				○	

9	意見聴取規則第10条第1項	補佐人の許可		○			
		補佐人申請書の受理				○	
10	意見聴取規則第10条第2項	補佐人許可の通知				○	
11	意見聴取規則第11条	付添いの勧告			○		
12	意見聴取規則第11条の2第2項	出頭及び意見陳述の許可の通知				○	
13	意見聴取規則第12条第1項	参考人の出席要求		○			
14	意見聴取規則第12条第2項	参考人申出書の受理				○	
15	意見聴取規則第12条第3項	当事者の申出に係る参考人出席を求める通知				○	
16	意見聴取規則第16条第1項	意見聴取期日（場所）変更申出書の受理				○	
17	意見聴取規則第16条第2項	意見聴取の期日・場所の変更		○			
18	意見聴取規則第16条第3項	意見聴取期日（場所）変更の通知及び公示				○	
19	意見聴取規則第17条第1項	陳述書の提出要求			○		
20	意見聴取規則第17条第2項	陳述書の受理				○	
21	意見聴取規則第23条第1項	意見聴取続行の決定	○				
22	意見聴取規則第23条第2項	意見聴取の続行の場合の期日・場所の決定		○			
		意見聴取続行の通知及び公示				○	
23	意見聴取規則第25条	意見聴取状況の報告を受けること。	○				
24	意見聴取規則第28条の2	関係指定暴力団員に対する意見陳述の求め				○	
25	意見聴取規則第30条	鑑定	○				
26	意見聴取規則第31条	検証	○				
27	意見聴取規則第34条第1項	意見聴取期日外における証拠調の決定		○			
28	意見聴取規則第34条第2項	意見聴取期日外における証拠調の通知				○	
29	意見聴取規則第35条第1項	提出資料の保管				○	
30	意見聴取規則第35条第2項	提出物目録の作成及びその写しの交付	○				
		提出資料の返還			○		
31	意見聴取規則第38条	意見聴取の公示に伴う措置				○	
32	意見聴取規則第39条第1項	当事者がその地位を失った場合の措置			○		
33	意見聴取規則第40条第1項	意見聴取再開の決定	○				
34	意見聴取規則第40条第2項	意見聴取再開の通知及び公示				○	
35	法第6条第1項	指定の確認の請求の決定	○				
36	法第6条第4項	指定の要件に該当しない旨の確認の通知の受理	○				
		指定の要件に該当する旨の確認の通知の			○		

		受理					
37	法第7条第1項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）	指定及び指定取消しの公示					○
38	法第7条第3項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）	指定及び指定取消しの通知					○
39	法第7条第4項（第15条の2第8項及び第30条の8第4項において準用する場合を含む。）	公示事項の変更の公示					○
40	法第8条第2項	指定暴力団及び指定暴力団連合の取消し	○				
41	法第8条第3項	指定暴力団連合が法第3条に基づく指定をされた場合の取消し					○
42	法第8条第4項	指定取消しの確認請求の決定	○				
43	法第8条第5項	指定取消しの要件に該当しない旨の確認の通知の受理	○				
		指定取消しの要件に該当する旨の確認の通知の受理					○
44	法第11条第2項	暴力的要求行為に対する再発防止命令	○				
45	法第12条第1項	暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令	○				
46	法第12条の2	業務に関して行われる暴力的要求行為に対する再発防止命令	○				
47	法第12条の4第1項	準暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令	○				
48	法第12条の4第2項	準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示					○
49	法第12条の6第2項	準暴力的要求行為に対する再発防止命令	○				
50	法第13条	援助の申出の受理及び援助を行う旨の決定					○
51	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下この表において「施行規則」という。）第17条	責任者の選任の届出の受理					○
52	規則第18条第6項	責任者講習の計画の作成					○
53	法第14条第2項	責任者講習の実施					○
54	責任者講習の実施に関する規程（平成4年長崎県公安委員会規程第7号。以下この表において「責任者講習規程」という。）第14条	責任者講習実施計画書の受理					○

	第1項第6号						
55	責任者講習規程第14条第1項第8号	責任者講習実施結果報告書の受理				○	
56	施行規則第19条	責任者講習受講申込書の受理及び受講修了書の交付				○	
57	法第15条第1項（第3項において準用する場合を含む。）	事務所の使用制限命令	○				
58	法第15条第2項（第3項において準用する場合を含む。）	事務所の使用制限命令の延長	○				
59	法第15条第4項及び第5項	事務所の使用制限標章の貼付け及び取除き				○	
60	法第15条の2第1項（第4項において準用する場合を含む。）及び第15条の4第1項	特定抗争指定暴力団等の指定及び取消し	○				
61	法第15条の2第2項（第4項において準用する場合を含む。）	特定抗争指定暴力団等の指定期限の延長	○				
62	法第15条の2第3項（第4項において準用する場合を含む。）	特定抗争指定暴力団等の警戒区域の変更	○				
63	法第15条の2第5項及び第6項	特定抗争指定暴力団等の事務所の標章の貼付け及び取除き				○	
64	法第18条第2項	加入の強要等に対する再発防止命令	○				
65	法第18条第3項	少年脱退措置命令	○				
66	法第19条	加入の強要の命令等に対する再発防止命令	○				
67	法第22条第2項	指詰め等の強要等に対する再発防止命令	○				
68	法第23条	指詰め等の強要の命令等に対する再発防止命令	○				
69	法第26条第2項	少年に対する入れ墨の強要等に対する再発防止命令	○				
70	法第27条	少年に対する入れ墨の強要の要求等に対する再発防止命令	○				
71	法第28条第1項	離脱希望者に対する援護等の措置の決定				○	
72	法第28条第3項	離脱希望者の状況について暴力追放運動推進センターから報告を求める旨の決定			○		
73	法第30条の4	損害賠償請求等の妨害を防止するための命令	○				
74	法第30条の5	暴力行為の賞揚等に対する禁止命令及び禁止命令の取消し	○				
75	法第30条の7第2項	用心棒行為等に対する防止命令	○				
76	法第30条の7第3項及び第4項	用心棒行為等に対する再発防止命令	○				
77	法第30条の8第1項及び第30条の12第1項	特定危険指定暴力団等の指定及び取消し	○				

78	法第30条の8第2項	特定危険指定暴力団等の指定期限の延長	○				
79	法第30条の8第3項	特定危険指定暴力団等の警戒区域の変更	○				
80	法第30条の10第2項	特定危険指定暴力団等の禁止行為に対する再発防止命令	○				
81	法第30条の11第1項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限命令	○				
82	法第30条の11第2項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限命令の延長	○				
83	法第30条の11第3項及び第4項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限の標章の貼付け及び取除き				○	
84	法第32条の3第1項及び第6項	暴力追放運動推進センターの指定及び取消し	○				
85	法第32条の3第2項	暴力追放運動推進センターへの責任者講習の委託	○				
86	法第32条の3第5項	暴力追放運動推進センターに対する改善命令		○			
87	法第32条の3第6項	指定の取消しの通知			○		
		指定の取消しに当たっての意見聴取又は弁明の機会の付与の通知			○		
88	法第34条第4項	意見聴取の際業務に関して行われた暴力的要求行為を行った者の出頭、意見陳述の許可		○			
89	暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号。以下この表において「センター規則」という。）第1条第1項	指定の申請書の受理			○		
90	センター規則第2条	指定の公示			○		
91	センター規則第3条第1項及び第3項	名称、住所等の変更の届出の受理			○		
92	センター規則第3条第2項	名称、住所等の変更及びその年月日の公示			○		
93	センター規則第7条第1項	相談事業の実施規程に関する承認		○			
94	センター規則第8条第1項	相談事業の開始の届出の受理			○		
95	センター規則第8条第2項	相談事業開始に伴う事業の種別等の公示			○		
96	センター規則第9条第1項及び第2項	相談事業の休廃止及び再開の届出の受理			○		
97	センター規則第9条第3項	相談事業の休廃止及び再開時の事業の種別等の公示			○		
98	センター規則第12条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理	○				
99	センター規則第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理	○				

100	センター規則第12条第3項	事業の運営又は財産の状況に関する報告の要求又は資料提出要求			○		
101	センター規則第13条第1項及び第2項	役員等の解任の勧告			○		
102	センター規則第14条	指定の取消しの公示			○		
103	法第33条第1項	指定暴力団その他の関係者に対する報告又は資料の提出要求の決定			○		
		指定暴力団事務所に対する立入りの実施の決定				○	
104	法第33条第2項	立入職員の身分証明書の交付				○	
105	法第36条第1項及び第3項	国家公安委員会への報告・受理				○	
106	法第36条第4項	官庁、公共団体その他の者に対する協力の要求（ただし、検察庁への前科調書送付依頼等の定型的な事案については、主管課長）			○		
107	法第39条の2第1項及び第2項	書類の送達及び公示送達				○	
108	施行規則第39条、第40条及び第41条	公安委員会相互の協力に関する事務				○	
109	不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号。以下この表において「規程」という。）第4条第1項	登録の申請・届出の受理			○		
110	規程第5条	登録の実施		○			
111	規程第6条	登録証の交付			○		
112	規程第12条	登録の取消し		○			
113	規程第13条	登録証の返納			○		
114	規程第14条	登録機関に対する報告徴収			○		

別表30 犯罪による収益の移転防止に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下この表において「法」という。）第8条第1項	古物営業法第3条第1項の許可を受けた者（以下この表において「特定古物商」という。）が古物である貴金属等を売買する業務及び質屋営業法第2条第1項の許可を受けた者（以下この表において「特定質屋」という。）が流質物である貴金属等を売却する業務に係る疑わしい取引の届出の受理					○
2	法第8条第4項	疑わしい取引の届出に係る事項の国家公安委員会への通知					○

3	法第15条	特定古物商及び特定質屋に対する報告要求又は資料の提出要求					○
4	法第16条第1項	立入検査の実施					○
5	法第16条第2項	身分証明書の発行				○	
6	法第17条	特定古物商及び特定質屋に対する指導、助言及び勧告				○	
7	法第18条	特定古物商及び特定質屋に対する是正命令			○		

別表31 長崎県暴力団排除条例関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	長崎県暴力団排除条例（以下この表において「条例」という。）第29条第1項	関係者に対する説明又は資料の提出の要求の実施			○		
2	条例第30条第1項	警察職員による立入検査の実施				○	
3	条例第30条第2項	立入検査従事職員身分証明書の交付				○	
4	条例第31条第1項	勧告の決定	○				
5	条例第32条第1項	命令の決定	○				
6	条例第33条第1項	公表の決定	○				
7	条例第33条第2項	勧告した旨の公表の決定	○				
8	条例第33条第3項	意見を述べる機会の付与			○		
9	長崎県暴力団排除条例施行規則（平成24年長崎県公安委員会規則第5号。以下この表において「規則」という。）第6条第1項	説明又は資料の提出の要求の通知				○	
10	規則第6条第2項	説明書・資料提出書及び提出資料の收受				○	
11	規則第7条第1項	説明の聴取の指示				○	
12	規則第7条第2項	説明日時等変更申出書の收受				○	
13	規則第7条第3項	説明の聴取の日時又は場所の変更				○	
14	規則第7条第4項	説明の聴取の日時又は場所の変更の内容の通知及び説明の聴取の日時又は場所を変更しない理由の通知				○	
15	規則第13条第1項及び第2項	意見の聴取を行う旨の通知及び申述書の收受				○	
16	規則第13条第3項	証拠資料の收受				○	

17	規則第14条第1項	意見の聴取の指示				○	
18	規則第14条第2項	意見の陳述日時等変更申出書の收受				○	
19	規則第14条第3項	意見の聴取の日時又は場所の変更				○	
20	規則第14条第4項	意見の聴取の日時又は場所の変更の内容の通知及び意見の聴取の日時又は場所を変更しない理由の通知				○	
21	規則第15条第3項	代理人選任資格証明書の收受				○	
22	規則第15条第4項	代理人資格喪失届出書の收受				○	

別表32 道路交通法関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	道路交通法（以下この表において「法」という。）第4条第1項	路側帯の設置			○		
		横断歩道の設置			○		
		自転車横断帯の設置			○		
		安全地帯の設置			○		
		交通信号機の設置	○				
		交通信号機の管理				○	
		道路標識等の設置			○		
		道路標識等の管理				○	
		車両通行禁止の規制対象から除く車両の指定					○
		駐車禁止の規制対象から除く車両の指定					○
		環状交差点における右回り通行の指定			○		
		通行を禁止する場所の指定			○		
		通行を禁止する場所の指定の一時解除				○	
		歩行者の道路斜め横断可の指定			○		
		歩行者の横断を禁止する場所の指定			○		
		道路の中央以外の部分の中央線の指定			○		
		追越しのための右側部分はみ出し通行を禁止する場所の指定			○		
		勾配の急な道路のまがりかど附近の通行方法の指定			○		
車両の立入禁止場所の指定			○				

		車両通行帯の設置及び通行区分の指定			○	
		路線バス等優先通行帯の指定			○	
		軌道敷内を通行できる場所、時間、方法等の指定			○	
		最高速度及び最低速度の指定			○	
		横断、転回又は後退を禁止する場所の指定			○	
		車両の進路変更禁止の指定			○	
		追越しを禁止する場所の指定			○	
		停止線の設置			○	
		交差点における左折又は右折方法の指定			○	
		車両の進行方向別通行区分の指定			○	
		優先道路の指定			○	
		徐行すべき場所の指定			○	
		一時停止すべき場所の指定			○	
		停車及び駐車を禁止する場所の指定			○	
		駐車を禁止する場所の指定			○	
		駐車余地の指定			○	
		交通の頻繁でない場所の指定			○	
		停車又は駐車を禁止する場所の特例の指定			○	
		停車又は駐車方法の指定			○	
		時間制限駐車区間の指定			○	
		車両等の停止禁止部分の指定			○	
		警笛鳴らせの場所又は区間の指定			○	
		普通自転車の歩道通行可の指定			○	
		普通自転車の歩道通行部分の指定			○	
		普通自転車の交差点進入禁止の指定			○	
		普通自転車の並進できる区間の指定			○	
2	法第5条第1項	交通規制の警察署長への委任				○
3	法第15条の3第1項	遠隔操作による通行の届出及び届出事項に係る変更の届出の受理				○
4	法第15条の3第3項	届出番号等の通知				○
5	法第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料提出の要求				○

6	法第15条の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示				○	
7	法第44条第2項第2号	停車又は駐車を禁止する規制の適用除外に係る関係者との合意及び合意内容の公示				○	
8	法第45条の2第1項及び第2項	高齢運転者等標章に係る普通自動車の届出及び申請の受理並びに高齢運転者等標章の交付					○
9	法第45条の2第3項	高齢運転者等標章の再交付の申請の受理					○
10	法第45条の2第4項	高齢運転者等標章の返納の受理					○
11	法第49条第1項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置				○	
		パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理					○
12	法第49条第3項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等に関する事務の委託				○	
13	法第49条の2	高齢運転者等専用時間制限駐車区間の指定				○	
14	法第51条の4第4項	放置違反金の納付命令					○
15	法第51条の4第6項	弁明の通知					○
16	法第51条の4第7項	公示による弁明の通知					○
17	法第51条の4第10項	公示による納付命令					○
18	法第51条の4第12項	仮納付金の返還					○
19	法第51条の4第13項	放置違反金の督促					○
20	法第51条の4第14項	放置違反金等の滞納処分				○	
21	法第51条の4第16項	放置違反金納付命令の取消し					○
22	法第51条の4第17項	放置違反金納付命令取消しの通知と放置違反金等の還付					○
23	法第51条の5第1項	車両の使用者、所有者その他の関係者に対する報告又は資料提出の要求					○
24	法第51条の5第2項	官庁、公共団体その他の者に対する照会又は協力依頼					○
25	法第51条の6第1項	国家公安委員会への報告					○
26	法第51条の8第4項	確認事務の委託に係る法人登録				○	
27	法第51条の8第6項	確認事務の委託に係る法人登録の更新				○	
28	法第51条の9	登録を受けた法人に対する適合命令				○	
29	法第51条の10	登録を受けた法人に対する登録の取消し	○				
30	法第51条の11第1項	登録を受けた法人からの報告の徴収及び立入検査					○

31	法第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付				○		
32	法第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令	○					
33	確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下この表において「確認事務等規則」という。）第2条第1項及び第3項	登録申請書及び更新申請書の受理					○	
34	確認事務等規則第6条	駐車監視員資格者講習の公示					○	
35	確認事務等規則第7条第1項	駐車監視員資格者講習の受講申込書の受理					○	
36	確認事務等規則第8条	駐車監視員資格者講習の実施					○	
37	確認事務等規則第9条第1項及び第2項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付並びに再交付申請書の受理及び再交付					○	
38	確認事務等規則第10条第2項及び第5項	駐車監視員資格者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定申請書及び認定書再交付申請書の受理					○	
39	確認事務等規則第10条第1項、第4項及び第5項	駐車監視員資格者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定審査、認定書の交付及び認定書の再交付					○	
40	確認事務等規則第11条第1項	駐車監視員資格者証の交付申請書の受理					○	
41	確認事務等規則第13条第1項	駐車監視員資格者証の書換え交付申請書の受理及び書換え交付					○	
42	確認事務等規則第13条第2項	駐車監視員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付					○	
43	確認事務等規則第14条第1項及び第2項	駐車監視員資格者証の返納命令書の交付及び返納命令に係る駐車監視員資格者証の受理					○	
44	法第22条の2、第58条の4及び第66条の2	使用者に対する指示				○		
45	法第59条第3項	自動車のけん引の許可						○
46	法第74条の3第1項、第4項及び第5項	安全運転管理者等の選任及び解任の届出の受理					○	
47	法第74条の3第6項	安全運転管理者等に対する解任の命令				○		
48	法第74条の3の第8項	自動車の使用者に対する是正命令					○	
49	法第75条第2項、第75条の2第1項、第2項及び第3項	自動車（法第75条の2第2項の規定にあっては、車両）の使用制限に関する命令			○			
50	法第75条第3項及び第75条の2第3項	自動車（法第75条の2第2項の規定にあっては、車両）の使用制限に関する意見聴取				○		
51	法第75条第4項及び第75条の2第3項	自動車（法第75条の2第2項の規定にあっては、車両）の使用制限に関する聴聞				○		
52	法第75条第5項及び第75条の2第3項	聴聞の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示					○	

53	法第75条第6項及び第75条の2第3項	被聴聞者の所在が判明しない場合の通知		○			
54	法第75条第8項及び第75条の2第3項	聴聞における参考人又は事案関係人の出頭の求め並びに意見又は事情の聴取				○	
55	法第75条第9項及び第75条の2第3項	自動車（法第75条の2第2項の規定にあっては、車両）の使用制限に関する文書の交付及び標章の貼付				○	○
56	法第75条第10項及び第75条の2第3項	自動車（法第75条の2第2項の規定にあっては、車両）の使用制限に関する標章除去申請事務の処理				○	
57	法第75条の2の2	自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告又は資料提出の要求				○	
58	道路交通法に基づく指示及び自動車の使用制限の処分に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第11号。以下この表において「指示等規則」という。）第5条	他の公安委員会に対する事案の移送及び他の公安委員会からの事案の移送の受理				○	
59	指示等規則第10条	他の公安委員会に対する処分執行依頼及び他の公安委員会からの処分執行依頼の受理				○	
60	放置違反金の納付命令に伴う車両の使用制限に関する規則（平成18年長崎県公安委員会規則第22号。以下この表において「車両使用制限規則」という。）第3条	他の公安委員会に対する事案の移送及び他の公安委員会からの事案の移送の受理				○	
61	車両使用制限規則第8条	他の公安委員会に対する処分執行依頼及び他の公安委員会からの処分執行依頼の受理				○	
62	法第75条の12第1項	特定自動運行の許可		○			
63	法第75条の12第2項	特定自動運行の許可に係る申請書の受理					○
64	法第75条の13第1項	特定自動運行計画の許可基準に適合するかどうかの審査				○	
65	法第75条の13第2項	国土交通大臣又は特定自動運行の経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長に対する意見の聴取				○	
66	法第75条の14	特定自動運行の不許可	○				
67	法第75条の15第1項及び第2項	特定自動運行の許可に係る条件の付与及び当該条件の変更又は新たな条件の付与				○	
68	法第75条の16第1項	特定自動運行計画の変更の許可			○		
69	法第75条の16第3項	特定自動運行計画に係る内閣府令で定める軽微な変更の届出の受理					○
70	法第75条の16第4項	特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所の変更に係る届出の受理					○
71	法第75条の17	特定自動運行の許可の公示				○	

72	法第75条の25第1項	特定自動運行実施者に対する報告又は資料提出の要求					○	
73	法第75条の25第4項	官庁、公共団体その他の者に対する照会又は協力依頼					○	
74	法第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示					○	
75	法第75条の26第2項	特定自動運行に係る事業を監督する行政庁の意見の聴取					○	
76	法第75条の27第1項	特定自動運行実施者に対する特定自動運行の許可の取消し又はその効力の停止	○					
77	法第75条の27第3項	特定自動運行の許可の取消しに係る公示					○	
78	法第75条の28第3項	警察署長による特定自動運行の許可の仮停止に係る報告の受理				○		
79	法第75条の29	特定自動運行実施者に対する指示、特定自動運行の許可の取消し又はその効力の停止及び警察署長による特定自動運行の許可の仮停止に係る報告を受理した場合における国家公安委員会に対する報告					○	
80	法第89条第1項	免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施					○	○
81	法第89条第2項	免許申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付					○	○
82	法第90条第1項及び第2項	運転免許の拒否	○					
83	法第90条第4項	運転免許の拒否に係る弁明の日時、場所及び処分理由の通知並びに弁明の機会の付与					○	○
84	法第90条第5項及び第6項	運転免許の事後取消し	○					
85	法第90条第7項において準用する法第90条第4項	運転免許の事後取消しに係る弁明の日時、場所及び処分理由の通知並びに弁明の機会の付与					○	○
86	法第90条第8項	運転免許取得時における適性検査の受検命令又は診断書の提出命令					○	
87	法第90条第9項及び第10項	運転免許の拒否又は事後取消しに係る欠格期間の指定	○					
88	法第90条第11項	運転免許の拒否又は事後取消しを受けた者の住所地を管轄する公安委員会への処分執行の通知					○	
89	法第90条の2第2項	取得時講習未受講者に対する運転免許の拒否					○	
90	法第91条	運転免許の限定並びに条件の付与及び変更					○	○
91	法第91条の2第2項及び第3項	申請による運転免許の条件の付与又は変更及び審査					○	○
92	法第92条第1項及び第2項	運転免許証の交付					○	○
93	法第93条第2項	運転免許の限定その他運転免許の条件の					○	○

		付与及び変更に係る運転免許証への記載					
94	法第94条第1項	運転免許証の記載事項に変更を生じた場合における届出の処理					○ ○
95	法第94条第2項	運転免許証の再交付					○ ○
96	法第97条の2	運転免許試験の一部免除					○ ○
97	法第97条の3第1項	運転免許試験の不正受験者の試験停止又は合格決定の取消し					○
98	法第97条の3第2項	運転免許試験の不正受験者の合格決定の取消しの通知					○
99	法第97条の3第3項	運転免許試験の不正受験者の受験停止期間の指定					○
100	法第98条第2項	自動車教習所の届出の受理					○
101	法第98条第3項及び第5項（法第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。）	届出自動車教習所等に対する指導・助言及び報告又は資料提出の要求					○
102	法第98条第4項	自動車安全運転センターに対する必要な配慮の要求					○
103	法第99条第1項	指定自動車教習所の指定（免許の種類を追加する場合を除く。）	○				
		指定自動車教習所の指定（免許の種類を追加する場合）				○	
104	法第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付					○
105	法第99条の2第5項	技能検定員資格者証の返納命令	○				
106	法第99条の3第4項	教習指導員資格者証の交付					○
107	法第99条の3第5項において準用する法第99条の2第5項	教習指導員資格者証の返納命令	○				
108	法第99条の4	指定自動車教習所職員に対する講習の通知					○
109	法第99条の6第1項	指定自動車教習所に対する検査並びに報告及び資料提出の要求					○
110	法第99条の7第1項	指定自動車教習所に対する適合命令		○			
111	法第99条の7第2項	指定自動車教習所に対する監督命令		○			
112	法第100条第1項	指定自動車教習所の指定の取消し又は卒業証明書等の発行禁止	○				
113	法第100条第2項	指定自動車教習所の指定の取消し又は卒業証明書等の発行禁止に係る期間の延長	○				
114	法第100条の2第1項	再試験の実施					○
115	法第100条の2第4項（法第100条の3第3項において準用する場合を含む。）	再試験の通知					○
116	法第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理					○

117	法第100条の3第1項	試験移送通知書の送付				○	
118	法第100条の3第2項	試験移送通知書が送付された場合における再試験の実施				○	
119	法第101条第1項	更新申請書及び質問票の受理				○	○
120	法第101条第3項	更新連絡書の送付				○	
121	法第101条第4項	更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付				○	○
122	法第101条第5項	更新申請書に係る適性検査の実施				○	○
123	法第101条第6項	運転免許証の更新				○	○
124	法第101条の2第1項	特例更新申請書及び質問票の受理				○	○
125	法第101条の2第2項	特例更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付				○	○
126	法第101条の2第3項	特例更新申請書に係る適性検査の実施				○	○
127	法第101条の2第4項	運転免許証の特例更新				○	○
128	法第101条の2の2第1項	経由地公安委員会を経由した更新申請書の受理				○	○
129	法第101条の2の2第2項	経由地公安委員会を経由した更新申請書に係る適性検査の実施				○	
130	法第101条の2の2第3項	経由地公安委員会を経由した更新申請書及び適性検査結果書の送付				○	
131	法第101条の2の2第4項	経由地公安委員会が行う更新時講習の受講事実の通知				○	
132	法第101条の2の2第5項	経由地公安委員会を経由した更新申請書に係る再適性検査の実施及びその通知				○	
133	法第101条の3第2項	更新時講習不受講者に対する更新の拒否				○	
134	法第101条の4第2項	認知機能検査の実施				○	
135	法第101条の4第3項	運転技能検査の実施				○	
136	法第101条の4第4項	運転技能検査等の結果に基づく更新の拒否				○	
137	法第101条の4第5項第1号	高齢者講習に係る事項を記載した書面の送付				○	
138	法第101条の4第5項第2号	認知機能検査等に係る事項を記載した書面の送付				○	
139	法第101条の4第5項第3号	運転技能検査等に係る事項を記載した書面の送付				○	
140	法第101条の5	運転免許を受けた者に対する報告の要求				○	
141	法第101条の6第1項	医師からの届出の受理				○	○
142	法第101条の6第2項	医師からの運転免許を受けた者であるか否かの確認への回答				○	

143	法第101条の6第4項	医師からの届出がなされた者の居住地を管轄する公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理					○	
144	法第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施					○	
145	法第101条の7第2項	臨時認知機能検査の通知					○	
146	法第101条の7第4項	臨時高齢者講習の実施					○	
147	法第101条の7第5項	臨時高齢者講習の通知					○	
148	法第102条第1項から第5項まで	臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令					○	
149	法第102条第6項	臨時適性検査の通知					○	
150	法第103条第1項及び第2項	運転免許の取消し	○					
151	法第103条第3項(同条第5項、法第104条の2の3第5項及び第8項並びに法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)	処分移送通知書の送付及び同通知書の受理					○	
152	法第103条第4項(法第104条の2の3第5項及び法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)	処分移送通知による運転免許の取消し	○					
153	法第103条第6項	運転免許の効力の停止に係る適性検査の受検命令又は診断書の提出命令					○	
154	法第103条第7項及び第8項	運転免許の取消しに係る欠格期間の指定	○					
155	法第103条第9項(法第104条の2の3第5項及び法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)	住所地を管轄する公安委員会への処分執行通知及び他の公安委員会からの処分執行通知の受理					○	
156	法第103条の2第5項	運転免許の効力の仮停止に係る処分移送通知書送付時における仮停止通知書及び免許証の送付					○	
157	法第104条第1項(法第104条の2の2第6項及び法第104条の2の4第6項において準用する場合を含む。)	運転免許の取消しに係る意見の聴取並びにその通知及び公示					○	
158	法第104条第3項(法第104条の2の4第6項及び法第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	意見の聴取における参考人又は事案関係人の出頭の求め並びに意見又は事情の聴取					○	
159	法第104条第4項(法第104条の2の2第6項、法第104条の2の4第6項及び法第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	運転免許の取消しに係る意見の聴取の不実施					○	
160	法第104条の2第2項(法第104条の2の3第7項において準用する場合を含む。)	運転免許の取消しに係る聴聞の通知及び公示					○	
161	法第104条の2の2第1項	運転免許の再試験結果に基づく当該運転					○	

		免許の取消し					
162	法第104条の2の2第2項	運転免許の再試験不受験者に係る当該運転免許の取消し	○				
163	法第104条の2の2第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）	運転免許の再試験不受験者に係る処分移送通知書の送付				○	
164	法第104条の2の2第4項	運転免許の再試験不受験者に係る処分移送通知による当該運転免許の取消し	○				
165	法第104条の2の2第7項	再試験結果又は再試験不受験による運転免許の取消しに係る他の公安委員会への処分執行の通知				○	
166	法第104条の2の3第3項	臨時認知機能検査不受験者、臨時高齢者講習不受講者、診断書提出命令違反者又は臨時適性検査不受験者に係る運転免許の取消し（処分移送通知によるものを含む。）	○				
167	法第104条の2の4第1項	若年運転者講習不受講者に係る特例取得免許の取消し	○				
168	法第104条の2の4第2項	若年運転者講習受講後の政令基準該当者に係る特例取得免許の取消し	○				
169	法第104条の2の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）	特例取得免許の取消しに係る他の公安委員会への処分移送通知書の送付				○	
170	法第104条の2の4第4項	若年運転者講習不受講者又は若年運転者講習受講後の政令基準該当者に係る処分移送通知による当該特例取得免許の取消し	○				
171	法第104条の2の4第7項	特例取得免許の取消しに係る他の公安委員会への処分執行の通知				○	
172	法第104条の4第1項	運転免許の取消しの申請の受理				○	○
173	法第104条の4第2項	申請による運転免許の取消し				○	○
174	法第104条の4第3項	申請による運転免許の取消しのため当該免許証を返納した者に対する他の種類の免許の付与				○	○
175	法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）	申請により運転免許を取り消された者に対する運転経歴証明書の交付				○	○
176	法第106条	国家公安委員会への報告				○	
177	法第107条第1項	運転免許証の返納の受理				○	○
178	法第107条第2項	再試験に係る取消し、若年運転者期間に係る取消し又は申請による運転免許の取消しに伴う他の種類の免許に係る運転免許証の交付				○	○
179	法第107条の3の2	国際運転免許証等に係る一定の病気に係る報告の要求				○	
180	法第107条の4第1項	国際運転免許証等に係る臨時適性検査の実施（その旨の通知を含む。）				○	

181	法第107条の4第3項	国際運転免許証等に係る臨時適性検査の結果に基づく必要な措置命令					○	
182	法第107条の5第1項及び第2項	国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止処分（180日を超える運転禁止処分）	○					
		国際運転免許証等に係る自動車等の運転禁止処分（180日以下の運転禁止処分）					○	
183	法第107条の5第3項において準用する法第103条第10項	停止処分者講習の受講による自動車等の運転の禁止に係る処分期間の短縮					○	
184	法第107条の5第4項	自動車等の運転の禁止に係る聴聞・意見の聴取並びにその通知及び公示					○	
185	法第107条の5第5項から第7項	自動車等の運転を禁止された者の国際運転免許証等の提出の受理及び禁止期間が満了した国際運転免許証等の返還					○	○
186	法第107条の5第8項	自動車等の運転の禁止に係る処分及び運転の禁止に係る処分期間の短縮等に係る国際運転免許証等への記載					○	○
187	法第107条の5第10項において準用する法第103条の2第5項	自動車等の運転の仮禁止に係る処分移送通知書送付時における仮禁止通知書及び国際運転免許証等の送付					○	
188	法第107条の6	国際運転免許証等に係る処分に係る国家公安委員会への報告					○	
189	法第107条の7第3項	国外運転免許証の交付					○	○
190	法第107条の10第1項	国外運転免許証の返納の受理					○	○
191	法第107条の10第2項及び第3項	国外運転免許の効力が停止された者の国外運転免許証の提出の受理及び停止期間が満了した国外運転免許証の返還					○	
192	法第108条第1項	免許関係事務の委託	○					
193	法第108条の2第1項第1号から第16号まで	安全運転管理者等、取消処分者、行政処分を受けた者、大型免許等を受けようとする者、指定自動車教習所の職員、基準該当初心運転者、免許の更新を受けようとする者、特定失効者、高齢者、違反者、基準該当若年運転者、特定小型原動機付自転車運転者及び自転車運転者に対する講習の実施					○	
194	法第108条の2第2項	特定任意高齢者講習及び特定任意講習の実施					○	
195	法第108条の2第3項	安全運転管理者等、行政処分を受けた者、大型免許等を受けようとする者、指定自動車教習所の職員、免許の更新を受けようとする者、特定失効者、高齢者、違反者、特定小型原動機付自転車運転者又は自転車運転者に対する講習の委託	○					
196	法第108条の3第1項	初心運転者講習の通知					○	
197	法第108条の3の2	違反者講習の通知					○	
198	法第108条の3の3	若年運転者講習の通知					○	

199	法第108条の3の4第1項	講習通知事務の委託	○				
200	法第108条の3の5第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令				○	
201	法第108条の3の5第2項	自転車運転者講習の受講命令				○	
202	法第108条の3の6	特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の受講命令等の報告				○	
203	法第108条の4第1項	指定講習機関の指定			○		
204	法第108条の5第3項	運転適性指導員及び運転習熟指導員の解任命令	○				
205	法第108条の6第1項	講習業務規程（変更されたものを含む。）の認可				○	
206	法第108条の8第1項	指定講習機関に対する適合命令		○			
207	法第108条の8第2項	指定講習機関に対する監督命令				○	
208	法第108条の9	指定講習機関についての検査及び報告又は資料提出の要求				○	
209	法第108条の10	講習の休廃止の許可	○				
210	法第108条の11	指定講習機関の指定の取消し	○				
211	法第108条の29第1項	地域交通安全活動推進委員の委嘱	○				
212	法第108条の29第5項	地域交通安全活動推進委員の解嘱	○				
213	法第108条の29第6項及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「地活規則」という。）第1条第2項	委嘱後の周知のための措置				○	
214	法第108条の30第3項	地域交通安全活動推進委員協議会からの意見の申出				○	
215	法第108条の30第4項及び地活規則第14条	地域交通安全活動推進委員協議会への報告又は資料提出の要求及び勧告			○		
216	法第108条の31第1項	交通安全活動推進センターの指定	○				
217	法第108条の31第3項	交通安全活動推進センターに対する改善措置命令		○			
218	法第108条の31第4項	交通安全活動推進センターの指定の取消し	○				
219	法第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定			○		
220	法第108条の32の2第2項	運転免許取得者等教育の認定に係る公示				○	
221	法第108条の32の2第5項	運転免許取得者等教育の認定の取消し	○				
222	法第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定			○		
223	法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第2項	運転免許取得者等検査の認定に係る公示				○	

224	法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項	運転免許取得者等検査の認定の取消し	○				
225	法第108条の34	使用者に対する通知					○
226	法第109条の2第2項	交通情報提供の委託			○		
227	法第110条の2	特定の交通規制等の手続			○		
228	法第111条第1項及び第3項	道路の交通に関する調査及び結果の通知			○		
229	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。）第13条第1項第1号及び第1号の2	緊急自動車の届出					○
230	令第13条第1項第1号の3から第10号まで	緊急自動車の指定				○	
231	令第14条の2第1号	道路維持作業用自動車の届出					○
232	令第14条の2第2号	道路維持作業用自動車の指定				○	
233	令第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ及び第4項第1号ハ	届出をした自動車教習所が行う教習の課程の指定	○				
234	令第40条の2第2号	委託の公示				○	
235	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この表において「規則」という。）第6条の3の5	高齢運転者等標章の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理					○
236	規則第9条の9第1項第2号及び第2項第2号	安全運転管理者等の資格要件に関する認定又は教習				○	
237	規則第9条の19条第1項	特定自動運行の許可証の交付					○
238	規則第9条の19条第2項	特定自動運行の許可証に係る再交付申請書の受理					○
239	規則第9条の21条第2項	特定自動運行許可申請者に対する資料提出及び特定自動運行計画への記載の要求					○
240	規則第9条の22	特定自動運行の経路に係る知事、道路の管理者、学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者の意見の聴取				○	
241	規則第9条の23第1項	特定自動運行計画の変更に係る変更許可申請書の受理					○
242	規則第9条の23第3項	特定自動運行計画の変更を許可した場合における特定自動運行実施者に対する通知、当該特定自動運行に係る許可証の返納の受理及び許可証の再交付					○
243	規則第9条の25第3項	特定自動運行に係る許可証の書換え					○
244	規則第9条の33	特定自動運行の許可の取消し又はその効力の停止に係る被処分者への通知				○	
245	規則第9条の38第1項及び第3項	特定自動運行に係る許可証の返納の受理					○

246	規則第9条の38第4項	特定自動運行に係る許可証の返納に係る公示					○	
247	規則第15条の2	緊急自動車の運転資格審査					○	
248	規則第18条の2の3第1項	技能検査申請書の受理					○	○
249	規則第18条の2の3第4項	技能検査の実施					○	
250	規則第18条の2の3第5項	技能検査に係る検査合格証明書の交付					○	
251	規則第18条の5	限定解除審査申請書の受理					○	○
252	規則第22条第1項	運転免許試験を行う道路又は場所の指定					○	○
253	規則第22条第2項及び第3項	運転免許試験の日時及び場所の指定					○	○
254	規則第24条第7項	技能試験で使用する自動車の指定					○	
255	規則第24条第8項	技能試験に従事する者の指定		○				
256	規則第26条の3第2項	認知機能検査を受けた年月日、場所及びその結果を記載した書類の交付					○	
257	規則第26条の5第6項	運転技能検査を受けた年月日、場所及びその結果を記載した書類の交付					○	
258	規則第28条	運転免許試験成績証明書の交付					○	
259	規則第30条の12	運転経歴証明書の記載事項に変更を生じた場合における届出の受理					○	○
260	規則第30条の13	運転経歴証明書の再交付					○	
261	規則第30条の14	運転経歴証明書の返納の受理					○	○
262	規則第31条の4の2	免許関係事務の委託に係る入札資格の認定					○	
263	規則第31条の5第3項	届出をした自動車教習所の廃止又は変更届出の受理					○	
264	規則第33条第5項第2号ニ	指定自動車教習所に係る応急救護処置指導員の認定					○	
265	規則第34条の3第1項第3号	指定前教習に係る応急救護処置指導員の認定					○	
266	規則第35条	指定自動車教習所の指定申請書の受理					○	
267	規則第36条	指定自動車教習所の指定申請書の記載事項に変更を生じた場合における届出の処理					○	
268	規則第38条第8項第2号	取得時講習に係る応急救護処置指導員の認定					○	
269	規則第38条第17項	講習終了者からの申出による講習終了証明書の交付					○	
270	規則第38条の2	特定任意高齢者講習終了証明書及び特定任意講習終了証明書の交付					○	
271	規則第38条の3	講習の業務委託に係る認定					○	
272	規則第38条の4の6	運転免許取得者等教育の報告等の要求					○	

273	規則第38条の4の7	運転免許取得者等検査の報告等の要求					○	
274	長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下この表において「細則」という。）第5条第2項	通行禁止除外車両指定申請の受理						○
275	細則第5条第7項	通行禁止除外指定車標章の返納命令	○					
276	細則第5条第8項	通行禁止除外指定車標章の返納受理						○
277	細則第6条第1項	通行の許可のうち、やむを得ない事情の認定	○					
278	細則第8条第2項	駐車禁止除外車両指定申請の受理						○
279	細則第8条第4項	駐車禁止除外指定車標章の交付						○
280	細則第8条第7項	駐車禁止除外指定車標章の返納命令	○					
281	細則第8条第8項	駐車禁止除外指定車標章の返納受理						○
282	細則第12条第3項	委任書の交付					○	
283	細則第13条第1項	交通信号機の設置又は管理の委任の解除					○	
284	細則第13条第3項	委任解除通知書の交付					○	
285	細則第16条の2	自動車の通行道路の指定及び積載物の高さの指定	○					
286	細則第42条第4項	安全運転相談終了書の交付					○	
287	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この表において「保管場所法」という。）第8条	通知の受理					○	
288	保管場所法第9条第1項及び第2項	運行供用制限の命令、文書の交付及び標章の貼付け						○
289	保管場所法第9条第3項	申告の受理						○
290	保管場所法第9条第4項	保管場所の確認						○
291	保管場所法第9条第5項	確認の通知及び標章の取り除き						○
292	保管場所法第10条第1項及び第2項	聴聞の実施、通知及び公示					○	
293	保管場所法第12条	報告又は資料の提出要求					○	○
294	保管場所法第13条第2項	事業を監督する行政庁への通知					○	
295	災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この表において「災対法」という。）第48条第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限					○	○
296	災対法第76条第1項	緊急通行車両及び車両の通行の禁止又は制限の規制対象から除く車両（以下この表において「規制除外車両」という。）以外の車両の通行の禁止又は制限				○		
297	災対法第76条第2項	緊急通行車両及び規制除外車両以外の車					○	○

		両の通行の禁止又は制限に係る周知					
298	災対法第76条の4第1項	道路管理者への要請					○ ○
299	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この表において「災対法施行令」という。）第20条の2第1項及び第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限に係る標示の設置及び回路の明示					○ ○
300	災対法施行令第20条の2第3項、第4項及び第5項	防災訓練のための通行の禁止又は制限に係る道路管理者からの意見聴取、関係都道府県公安委員会への通知及び広報					○ ○
301	災対法施行令第32条第1項	緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る標示の設置					○ ○
302	災対法施行令第32条第2項及び第3項	緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知					○
303	災対法施行令第33条第1項	緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出の受理並びに届出済証の交付					○ ○
304	災対法施行令第33条第2項	緊急通行車両及び規制除外車両の確認並びに標章・証明書の交付					○ ○
305	災対法施行令第33条の3第1項	道路管理者からの通知の受理					○ ○
306	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下この表において「地震法」という。）第24条	地震防災対策強化地域（以下この表において「強化地域」という。）における通行の禁止又は制限				○	
307	地震法第32条第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限					○ ○
308	大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下この表において「地震法施行令」という。）第11条第1項	強化地域における通行の禁止又は制限に係る標示の設置					○ ○
309	地震法施行令第11条第2項及び第3項	強化地域における通行の禁止又は制限に係る道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知					○
310	地震法施行令第12条第1項及び第2項	強化地域における緊急輸送車両の確認及び標章・証明書の交付					○ ○
311	地震法施行令第18条第1項及び第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限を行う場合の標示の設置及び回路の明示					○ ○
312	地震法施行令第18条第3項及び第4項並びに第19条第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限を行う場合の道路管理者に対する意見聴取、関係公安委員会への通知及び広報					○ ○
313	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この表において「原災法」という。）第28条第1項	防災訓練のための通行の禁止又は制限					○ ○
		防災訓練のための通行の禁止又は制限を行う場合の標示の設置及び回路の明示					○ ○
		防災訓練のための通行の禁止又は制限を行う場合の道路管理者に対する意見聴取、関係公安委員会への通知及び広報					○ ○
314	原災法第28条第2項	緊急通行車両及び規制除外車両以外の車				○	

		両の通行の禁止又は制限						
		緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る周知					○	○
		道路管理者への要請					○	○
315	原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項	緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る標示の設置					○	○
		緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知					○	
		緊急通行車両及び規制除外車両の確認並びに標章・証明書の交付					○	○
		道路管理者からの通知の受理					○	○
316	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下この表において「国民保護法」という。）第42条第2項	防災訓練のための通行の禁止又は制限					○	○
317	国民保護法第155条第1項	緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限					○	
318	国民保護法第155条第2項	緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る周知					○	○
319	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下この表において「国民保護法施行令」という。）第6条	防災訓練のための通行の禁止又は制限を行う場合の標示の設置及びう回路の明示					○	○
		防災訓練のための通行の禁止又は制限を行う場合の道路管理者に対する意見聴取、関係公安委員会への通知及び広報					○	○
320	国民保護法施行令第39条	緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る標示の設置					○	○
		緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行の禁止又は制限に係る道路管理者及び関係都道府県公安委員会への通知					○	
		緊急通行車両及び規制除外車両の確認並びに標章・証明書の交付					○	○
321	車両制限令第11条第2項	道路管理者が行う幅の制限の特例に対する意見					○	
322	道路法（昭和27年法律第180号）第35条	信号機及び道路標識等の設置に伴う道路占用協議					○	
323	道路法第95条の2第1項	道路管理者が行う区画線の設置、通行の禁止若しくは制限、歩行者利便増進道路の指定、防災拠点自動車駐車場の利用の禁止若しくは制限、横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築、道路の付属物である自動車駐車場の設置、道路に接する特定車両停留施設の設置に対する意見					○	
324	道路法第95条の2第2項	道路の区域における立体的区域としての決定若しくは変更又は自動車専用道路の指					○	

		定に関する道路管理者との協議						
		自動車専用道路における区画線の設置、通行の禁止若しくは制限又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めることに関する道路管理者との協議					○	
325	高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第24条の2	中央線若しくは車道外側線の設置又は通行の禁止若しくは制限に対する協議					○	
326	駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条第2項	駐車場整備地区に関する知事の都市計画の策定、承認等に対する意見					○	
327	駐車場法第4条第2項及び第3項	知事又は市町村の路上駐車設置計画に対する意見					○	
328	駐車場法第5条第4項及び第5項	路上駐車場の設置又は廃止に対する意見					○	
329	駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第3項	路外駐車場の出入口設置に対する協議					○	
330	指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下この表において「講習機関規則」という。）第2条	指定講習機関の指定申請書の受理					○	
331	講習機関規則第3条	指定講習機関の指定に係る公示					○	
332	講習機関規則第4条第1項及び第2項	指定講習機関の名称等に係る変更の届出の受理及び当該変更に係る公示					○	
333	講習機関規則第4条第3項	指定講習機関の指定申請書の添付書類に係る変更の届出の受理					○	
334	講習機関規則第5条第5号及び第7条第5号	運転適性指導員及び運転習熟指導員の審査					○	
335	講習機関規則第11条	指定講習機関の講習結果報告書の受理					○	
336	講習機関規則第13条	指定講習機関の事業報告書及び収支決算書の受理					○	
337	講習機関規則第15条	指定講習機関の指定の取消しに係る公示					○	
338	講習機関規則第16条	指定講習機関の業務の引継ぎ					○	
339	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下この表において「教習規則」という。）第1条第2項から第9項まで	応急救護処置指導員の認定					○	
340	教習規則第2条第1項	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定申請書の受理					○	
341	教習規則第3条	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定書の交付					○	
342	教習規則第4条	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定申請書の添付書類に係る変更の届出の受理					○	
343	教習規則第7条	特定届出自動車教習所に対する報告又は					○	

		資料の提出の要求					
344	教習規則第8条第1項	特定届出自動車教習所の指定の取消し	○				
345	教習規則第8条第2項	特定届出自動車教習所の指定の取消しに係る通知					○
346	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下この表において「技能検定員審査等規則」という。）第1条	技能検定員等審査の実施					○
347	技能検定員審査等規則第2条	技能検定員審査の公示					○
348	技能検定員審査等規則第3条	技能検定員審査の申請					○
349	技能検定員審査等規則第5条	技能検定員審査合格証明書の交付及び再交付					○
350	技能検定員審査等規則第8条第1項	技能検定員資格者証の再交付					○
351	技能検定員審査等規則第8条第2項	技能検定員資格者証の記載事項の変更					○
352	技能検定員審査等規則第10条第1項	教習指導員審査の実施					○
353	技能検定員審査等規則第10条第2項	教習指導員審査の公示					○
354	技能検定員審査等規則第11条	教習指導員審査の申請					○
355	技能検定員審査等規則第13条	教習指導員審査合格証明書の交付及び再交付					○
356	技能検定員審査等規則第16条第1項において準用する技能検定員審査等規則第8条第1項	教習指導員資格者証の再交付					○
357	技能検定員審査等規則第16条第1項において準用する技能検定員審査等規則第8条第2項	教習指導員資格者証の記載事項の変更					○
358	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下この表において「認定教育規則」という。）第5条第1項	運転免許取得者等教育の認定申請書の受理					○
359	認定教育規則第7条第1項	運転免許取得者等教育の認定を受けた者の氏名、名称等に係る変更の届出の受理					○
360	認定教育規則第7条第2項	運転免許取得者等教育の認定を受けた者の氏名、名称等の変更に係る公示					○
361	認定教育規則第7条第3項	運転免許取得者等教育の認定申請書の添付書類に係る変更の届出の受理					○
362	認定教育規則第12条	運転免許取得者等教育の認定の取消しに係る公示					○
363	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成26年長崎県公安	運転免許取得者等教育の認定書の交付					○

	委員会規則第14号。以下この表において「県認定教育規則」という。)第3条							
364	県認定教育規則第4条	運転免許取得者等教育の休止又は廃止の届出の受理					○	
365	県認定教育規則第6条	運転免許取得者等教育の認定の取消しに係る通知					○	
366	県認定教育規則第7条	運転免許取得者等教育の指定申請書の受理					○	
367	県認定教育規則第8条	運転免許取得者等教育の指定及び指定書の交付					○	
368	県認定教育規則第9条	運転免許取得者等教育の指定の取消し及び当該取消しに係る通知					○	
369	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下この表において「意見聴取等規則」という。）第3条及び第4条第2項	意見の聴取の主宰者の指名					○	
370	意見聴取等規則第5条第1項（意見聴取等規則第17条第1項において準用する場合を含む。）	代理人の資格を証明する書面の受理					○	
371	意見聴取等規則第5条第2項（意見聴取等規則第17条第1項において準用する場合を含む。）	代理人の資格の喪失の届出書の受理					○	
372	意見聴取等規則第6条第1項（意見聴取等規則第17条第2項において準用する場合を含む。）	補佐人の出頭許可の申請書の受理					○	
373	意見聴取等規則第6条第2項（意見聴取等規則第17条第2項において準用する場合を含む。）	補佐人の出頭の許可					○	
374	意見聴取等規則第6条第3項（意見聴取等規則第17条第2項において準用する場合を含む。）	補佐人の出頭の許可の通知					○	
375	意見聴取等規則第8条第1項	意見の聴取の期日又は場所の変更					○	
376	意見聴取等規則第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の変更に係る申出書の受理					○	
377	意見聴取等規則第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示					○	
378	意見聴取等規則第13条第1項	意見の聴取状況の報告の受理					○	
379	意見聴取等規則第14条第1項	弁明の方式及び提出期限の指定					○	
380	意見聴取等規則第14条第2項	弁明を記録する警察職員の指名					○	○
381	意見聴取等規則第15条第3項	弁明調書の受理					○	○
382	意見聴取等規則第17条第2項において準用する意見聴取等規則	弁明の日時又は場所の変更					○	

	第8条第1項						
383	大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号。以下この表において「特例教習規則」という。）第1条	特例教習の課程の指定				○	
384	特例教習規則第2条	特例教習の課程の指定申請書の受理					○
385	特例教習規則第3条	特例教習の課程の指定書の交付					○
386	特例教習規則第4条	特例教習の課程の指定申請書の添付書類に係る変更の届出の受理					○
387	特例教習規則第8条	特例教習実施施設に対する報告又は資料の提出の要求					○
388	特例教習規則第9条第1項	特例教習の課程の指定の取消し	○				
389	特例教習規則第9条第2項	特例教習の課程の指定の取消しに係る通知					○
390	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下この表において「認定検査規則」という。）第6条第1項	運転免許取得者等検査の認定申請書の受理					○
391	認定検査規則第8条第1項	運転免許取得者等検査の認定を受けた者の氏名、名称等に係る変更の届出の受理					○
392	認定検査規則第8条第2項	運転免許取得者等検査の認定を受けた者の氏名、名称等の変更に係る公示					○
393	認定検査規則第8条第3項	運転免許取得者等検査の認定申請書の添付書類に係る変更の届出の受理					○
394	認定検査規則第13条	運転免許取得者等検査の認定の取消しに係る公示					○
395	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年長崎県公安委員会規則第9号。以下この表において「県認定検査規則」という。）第3条	運転免許取得者等検査の認定書の交付					○
396	県認定検査規則第4条	運転免許取得者等検査の休止又は廃止の届出の受理					○
397	県認定検査規則第6条	運転免許取得者等検査の認定の取消しに係る通知					○
398	県認定検査規則第7条	運転免許取得者等検査の指定申請書の受理					○
399	県認定検査規則第8条	運転免許取得者等検査の指定及び指定書の交付					○
400	県認定検査規則第9条	運転免許取得者等検査の指定の取消し及び当該取消しに係る通知					○
401	原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規	原付講習指導員の認定、解任及び業務停止					○

	則（平成4年長崎県公安委員会規則第11号）第4条						
402	指定自動車教習所の職員に対する講習の実施に関する規則（平成6年長崎県公安委員会規則第7号。以下この表において「職員講習規則」という。）第4条第1項	講師の委嘱の承認					○
403	職員講習規則第4条第2項	講師の解職の承認					○
404	職員講習規則第6条第1項	講習の年間実施計画の承認					○
405	職員講習規則第6条第2項	講習実施月間計画報告書の受理					○
406	職員講習規則第7条第3項	講習申出書の受理					○
407	職員講習規則第7条第5項	指定自動車教習所職員講習欠席届の受理					○
408	職員講習規則第10条	講習実施結果報告書の受理					○
409	職員講習規則第11条	受託者に対する講習の実施に必要な指導監督					○
410	指定自動車教習所関係業務規則（平成14年長崎県公安委員会規則第14号）第2条	指定前教習所届出書の受理					○
411	長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号。以下この表において「県地活規則」という。）第7条	地域交通安全活動推進委員の辞職の承認				○	
412	県地活規則第8条	解嘱及び辞職後の周知のための措置					○
413	取消処分者講習の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第9号）第5条	取消処分者講習終了証明書の交付					○
414	高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第10号。以下「高齢者講習等規則」という。）第4条	審査に必要な経歴が確認できる書面の受理及び合格証の交付					○
415	高齢者講習等規則第5条	認知機能検査員講習申請書の受理及び終了証の交付					○
416	自転車運転者講習の実施に関する規則（平成27年長崎県公安委員会規則第4号。以下この表において「自転車運転者講習規則」という。）第2条	自転車運転者講習受講命令書受領書の徴収					○
417	自転車運転者講習規則第3条	他の都道府県公安委員会への命令通知書の送付及び受講命令の執行の依頼					○
418	自転車運転者講習規則第4条第1項	他の都道府県公安委員会からの依頼に基づく受講命令の執行					○
419	自転車運転者講習規則第4条第2項	他の都道府県公安委員会への受講命令書の返送					○

420	自転車運転者講習規則第5条	自転車運転者講習受講申請書の受理				○	
421	自転車運転者講習規則第6条第1項	自転車運転者講習終了証書の交付				○	
422	自転車運転者講習規則第6条第2項	再交付申請書の受理				○	
423	特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則（令和5年長崎県公安委員会規則第13号。以下この表において「特定小型原動機付自転車運転者講習規則」という。）第2条	特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書の徴収				○	
424	特定小型原動機付自転車運転者講習規則第3条	他の都道府県公安委員会への命令通知書の送付及び受講命令の執行の依頼				○	
425	特定小型原動機付自転車運転者講習規則第4条第1項	他の都道府県公安委員会からの依頼に基づく受講命令の執行				○	
426	特定小型原動機付自転車運転者講習規則第4条第2項	他の都道府県公安委員会への受講命令書の返送				○	
427	特定小型原動機付自転車運転者講習規則第5条	特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書の受理				○	
428	特定小型原動機付自転車運転者講習規則第6条第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付				○	
429	特定小型原動機付自転車運転者講習規則第6条第2項	再交付申請書の受理				○	

別表33 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
				公安委員会	本部長	主管部長	主管課長
1	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条	自動車運転代行業の認定			○		
2	法第5条第1項	認定申請書の受理				○	
3	法第5条第2項	認定の通知及び認定証の交付				○	
4	法第5条第3項	認定拒否及び届出者への通知	○				
5	法第5条第4項	認定及び認定の拒否に係る長崎県知事との協議				○	
6	法第5条第5項	再交付申請書の受理及び再交付				○	
7	法第7条第1項	認定の取消し	○				
8	法第7条第2項	認定の取消しに係る長崎県知事との協議				○	
9	法第8条第1項	変更届出書の受理				○	

10	法第8条第2項	変更の届出に係る長崎県知事への通知				○	
11	法第8条第3項	認定証の記載事項の書換え				○	
12	法第9条第1項及び第2項	認定証の返納の受理				○	
13	法第9条第3項	認定証の返納に係る長崎県知事への通知				○	
14	法第21条第1項	業務の報告若しくは資料の提出の要求又は立入による検査若しくは関係者への質問				○	
15	法第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示及び長崎県知事への通知				○	
16	法第22条第2項	自動車運転代行業者に対する長崎県知事の指示に係る通知の受理				○	
17	法第23条第1項	営業の停止命令	○				
18	法第23条第2項	長崎県知事からの営業の停止命令の要請の受理		○			
19	法第23条第3項	営業の停止命令に係る長崎県知事との協議				○	
20	法第24条第1項	営業の廃止命令	○				
21	法第24条第2項	営業の廃止命令に係る長崎県知事との協議				○	
22	法第25条第1項及び第2項	処分移送通知書の送付及び受理				○	
23	法第25条第2項第1号	処分移送通知書による必要な措置に係る指示				○	
24	法第25条第2項第2号	処分移送通知書による営業の停止命令	○				
25	法第25条第2項第3号	処分移送通知書による営業の廃止命令	○				
26	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定等に関する規則（平成28年長崎県公安委員会規則第2号。以下この表において「規則」という。）第6条	自動車運転代行業立入身分証明書の発行				○	
27	規則第7条第3項	自動車運転代行業に対する注意書の交付				○	

別表34 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律関係

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
			公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項	通報の受理					○

別表35 その他

			決裁・専決区分

番号	条 項	公安委員会の権限に属する事務	決 裁				
			公安委員会	本部長	主管部長	主管課長	署長
1	路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（昭和40年4月20日運輸事務次官・警察庁次長覚書）第1条、第2条第1項及び第3条	自動車運送事業の免許申請事案の調査に対する意見照会の受理及び意見書の提出並びに処分通知の受理				○	
2	特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（平成元年3月27日警察庁交通局長・運輸省貨物流通局長覚書）第1条、第2条第1項及び第3条	一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送に限る。）の許可申請事案の調査に対する意見照会の受理及び意見書の提出並びに処分通知の受理				○	
3	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下この表において「法」という。）第5条第10項及び第11項	地域公共交通計画の作成に係る協議及び作成された同計画の受理				○	
4	法第6条第2項第3号	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会の構成に関すること。				○	
5	法第8条第3項及び第5項（第6項において準用する場合を含む。）	軌道運送高度化事業計画の策定等（変更を含む。以下この表において同じ。）に係る意見の提出及び策定等された同計画の受理				○	
6	法第13条第3項及び第5項（第6項において準用する場合を含む。）	道路運送高度化実施計画の策定等に係る意見の提出及び策定等された同計画の受理				○	
7	法第14条第5項	道路運送高度化実施計画の認定に係る意見の提出				○	
8	法第27条の2第4項及び第5項（第6項において準用する場合を含む。）	地域旅客運送サービス継続実施計画の策定等に係る意見の提出及び策定等された同計画の受理				○	
9	法第27条の3第4項	地域旅客運送サービス継続実施計画の認定に係る意見の提出				○	
10	法第27条の6第3項及び第4項（第5項において準用する場合を含む。）	貨客運送効率化実施計画の策定等に係る意見の提出及び策定等された同計画の受理				○	
11	法第27条の7第6項	貨客運送効率化実施計画の認定に係る意見の提出				○	
12	法第27条の14第5項及び第6項（第7項において準用する場合を含む。）	地域公共交通利便増進実施計画の策定等に係る意見の提出及び策定等された同計画の受理				○	
13	法第27条の15第4項	地域公共交通利便増進実施計画の認定に係る意見の提出				○	

14	法第27条の18第8項	地域公共交通利便増進実施計画の認定に係る協議					○	
15	法第29条の3第5項	再構築協議会の構成に関すること。					○	
16	法第30条第5項	新地域旅客運送事業計画の認定に係る意見の提出					○	
17	法第36条の4第2項第3号	新モビリティサービス協議会の構成に関すること。					○	
18	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第3条第3項	道路管理者が行う共同溝整備道路の指定に対する意見					○	
19	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第2項	道路管理者が行う電線共同溝整備道路の指定に対する意見					○	
20	踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）第3条第1項に基づく「踏切道」の指定に係る都道府県公安委員会の意見に関する国土交通省との覚書（平成13年2月2日警察庁丙規発第4号ほか）	国土交通省による踏切道の指定に対する意見					○	
21	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項	犯罪捜査に伴う照会に対する回答					○	
22	刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第141条の2	地方裁判所への逮捕状請求権者の指定及び変更の通知				○		
23	犯罪収益にかかる保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則第10号）第23条	地方裁判所への没収保全命令等請求権者の指定及び変更の通知				○		
24	犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）第2条第2項	地方裁判所への傍受令状請求権者の指定及び変更の通知				○		
25	E T C（ノンストップ自動料金収受システム）の運用に関する警察庁と建設省との覚書（平成11年3月4日警察庁丁都交発第12号ほか）	都道府県公安委員会と道路管理者との協議によるE T C車線の配置の決定					○	
26	航空法（昭和27年法律第231号）第131条の2の5第9項、第131条の2の6第4項又は第134条第5項	国土交通省による航空法に基づく協議書に対する回答					○	

(注) 各別表については、「公安委員会の権限に属する事務」の項に掲げるそれぞれの事務のうち、当該右欄に付された○印に該当する者が、その事務を専決することができることを示す。ただし、「公安委員会」の欄に○印が付されているものは、公安委員会の決裁を受けなければならない。